

第五十一回 参議院内閣委員会會議録第三十一号

昭和四十一年六月二十三日(木曜日)
午前十一時四十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 熊谷太三郎君
理事 柴田 榮君
八田 一朗君
伊藤 顯道君
北村 暢君

委員 石原幹市郎君
源田 実君
船田 謙君
三木與吉郎君
森 八三郎君
山本茂一郎君
山本伊三郎君
鬼木 勝利君
多田 省吾君
中沢伊登子君

國務大臣 松野 頼三君
安井 謙君

政府委員 總理府總務副長 細田 吉藏君
總理府人事局長 増子 正安君
總理府恩給局長 矢倉 一郎君
防衛庁長官官房 海原 治君
防衛庁参事官 鈴木 外君
防衛施設庁長官 小幡 久男君
防衛施設庁総務 大浜 用正君
防衛施設庁施設 財満 功君

大蔵省主計局次 武蔵謙二郎君
長 電氣通信監理官 畠山 一郎君
事務局側 常任委員会専門 伊藤 清君
員 大蔵省主計局給 辻 敬一君
与課長 日本電信電話公 飯森 実君
社厚生局長

本日の會議に付した案件

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛施設法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第三七号)(内閣送付、予備審査)
○防衛施設周辺の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(熊谷太三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案、昭和四十年に於ける旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十年に於ける公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に

関する法律等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

前日に引き続き、三案を一括して質疑を行ないます。

〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を始めて。

○伊藤顯道君 前回に引き続き恩給問題をお伺いいたしますが、時間の関係もございしますので、従来の総務局長、恩給局長を中心にお伺いしてまいりました満・日ケースの場合の問題点の一点に集約して一点だけお伺いしたいと思ひます。

この問題については私はしばしば申し上げておりますように、数年にわたって本委員会において論議してきたところでございますが、政府としては、恩給支給上、公務員でない期間を公務員に準じて扱うか、あるいは、この機関が国家機関に準じたものであるか、どうか、この二点が一つ、また二つには、政府と人事交流があったかどうか、こういう点にあるというところを再三論議してまいりました結果、満鉄の本質が政府機関であるということについては政府も確認してきたところでもあり、また、日本政府は国策として必要に際しては命令によって大量の朝鮮総督府官吏——これは日本官吏ですが、人事交流を行なってきたのであるから、この点も解決済みであると言えらるべきであります。また政府は、擬制だから嚴格に取り扱わねばならぬと言っ

ておるわけでございますけれども、満・日・満・日も擬制であることは全く同一であるわけですから、そこで最後の論点であります満州転出が政府の要請に基づくから自由意思で行った人と差別をつけるというこの点については、事実認識に基づいて判断であつて、誤った結論であるからこれを正しく認識していただければおのずから問題は解決する、こういうことについて前回あらゆる観点から論議を進めてまいつたわけでありまして、

そこで、この問題を結論的に申し上げると、現行法規内における不均衡は正でありますから、ことさらにむずかしい考えはないで、これは他に波及したけれども、これは現行法規内における不均衡であつて、決して他に影響するところはないと、そういう点が確認されたので、すみやかに日・満・日・満との均衡をはかつていただいで、公平な通算措置を講ずべきである、こういうことが結論的にお伺いできると思ひます。したがつて責任ある総務局長からこういう要約したお尋ねに対して、ひとつ政府の誠意ある前向きな結論的な御答弁をいただきたいことを強く要望するとともに、この点をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(安井謙君) いま日・満・日とあるいは日・満という関係と満・日の場合の通算関係については、これは法規的に不均衡は正がされるべきであるという伊藤先生の強い御主張は十分に拝聴をいたしておるわけでありまして、私もこの問題ににつきまして、ただいままでしばしば御答弁も申し上げたような次第でありまして、十分に考えなければならぬと思ひますので、これはひとつ先ほど申し上げましたように、今後でござりまするは正がはかられるように、今後でござりまする恩給審議会等を通じて私たちが努力をいたしていききたいと思つております。同時にまた、その

際、たとえば満・日が日・満同様に通用されるという事になりますと、これは満だけの場合は一体どうかという問題も私は起こつてよりかと思ひます。そういう問題もあわせて検討していきたいと思ひます。

○伊藤道雄君 この問題が満だけの問題にも影響するのだという意味のいま御答弁があつたわけですが、これが全然現行法規から範疇の違うものであつて、何ら満だけで云々ということでは、恩給公務員の施行されてない満鉄等においてはこういうことは全然考えられぬわけですね。いま私が申し上げた満鉄等が政府の、言うなれば、代行機関である、擬制であるからという点から考えても、満だけの問題はこれは別個の問題で、社会保障的な問題であつて、この社会保障を進めなければならぬということとは、これはまた別の論理になるわけですね。ここでは恩給法の範疇内における論議を進めておるわけであつて、社会保障的な問題としては当然考えられましようけれども、これは恩給とは全然関係のないものであつて、したがつて、これは長官が配慮されておるうちに、この問題を日・満あるいは日・満・日と均衡することにおいて満に恩給法という論理は成立したぬと思ひます。これは恩給法上の問題としては問題となり得ないと思ひます。これは社会保障的な問題であつて、これをどういう角度から論議すれば話は別ですが、少なくともここでは恩給問題として論議を進めておるわけですね。事、恩給という制約の範囲内でこの問題が満だけのものにも影響を及ぼすということはあり得ないわけですね。そういう認識ではなくして、私が繰り返し申し上げた幾つかの問題を集約したことについて考えをいたされて、ぜひ最終的な政府の回答としては、私がいま恩給局長を通じて申し上げましたように、これは現行法規内における問題であるということなので、この際、日・満あるいは日・満・日の不均衡は正という考え方に立つて、早急にひとつこの調整をはかるという前向きな姿勢で最大限の努力をされるよう、このことをひとつ明確に確認をいただけないと論議はな

かなか進まぬと思ひます。ひとつ最終的にそういう意味の御答弁をいただくことによって、私も不満ではございませんけれども、一応了承したいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉) 満の場合だけというのは、この日・満あるいは満・日が同じレベルにあるという事になりますと、そういう議論の派生する余地もあるかということを含めて申し上げたのであります。いまその問題から私で私どもの処置をしようというつもりは、いま伊藤委員の言われたとおりでございます。でありますから、いまの伊藤委員に対する御答弁をいたしまして、この現行法規内における不均衡は正という強い御主張を十分に政府は受け取りまして、さらにこれを恩給審議会にはかつて、公平な通算措置がとれるようにひとつ今後努力していこう、こういうつもりでございます。

○伊藤道雄君 どうもちょっと弱いのですがね。恩給審議会にはかつて、これは、もちろん政府の自由でありますけれども、現行法規内におけるこの日・満と日・満・日の場合は、恩給審議会で答申を得て結論を出したものでないわけですね。その問題は恩給審議会でも討議されて、そういう答申に基づいてそういう結論が出たということであれば話は別ですが、しかし、ひとつ今後は恩給審議会にかけるといふことであれば、これもやむを得ぬと思ひますけれども、単なる努力でなく、ひとつ最大限の努力をしていただきたい。努力にもピンからキリまでありますから、ひとつ最大限の努力をして、この解決のために前向きに取り組む、こういう決意のほどをひとつ最終的に伺ひたい。

○国務大臣(安井謙吉) キリでなくてピンのはうの最大限の努力をいたしたいと思つております。○山本伊三郎君 恩給法の質疑に入るわけですが、国会も終末に近づいてきておりますし、総務長官の時間が一時にまた文教委員会という事で、それから緊急な問題ですね、ちょっと自民党の理事にも了解を得ましたので、恩給法に関係ないや

つを総務長官だけにひとつ伺ひたい。これはもうすでに御存じのILO八十七号な上げ部分を公務員制度審議会においてすでに答申をされたとして政令を出されませんが、それはもう結果としてわれわれとしては不満であります。出た以上それの運用については、特に質問というよりも要請をしておきたい。

御存じのように、戦後、公務員関係の労働組合の動きというものは幾多変遷を遂げてきております。御存じのように、この二十年間いろいろな変遷を経てきました。一応われわれ見るところによれば、安定したコースに進んでおると私たちが見ておるのです。その際に、ILO八十七号批准に伴つて出される政令自体にやはり考えてもらわなくてはならぬ問題が多々あると思ひます。たとえば管理職の範囲の問題、交渉方法の問題等重要な問題が

あります。時間がまああつたからでありますから結論だけ申し上げますが、管理職の範囲でも、これはまあいろいろあなたの方とわれわれの見方は違ふけれども、ILO八十七号に対して違反しておるという点もあるのですが、これは一応議論は別として、運用上やはりそれは十分考慮しておかなければ職場自体に混乱を来すきらいがあると思ひます。したがつて、少なくとも総務長官として、政府の閣僚として政治の第一線の指揮をする人として、政党内においてはいろいろ問題はあつても、少なくとも公務員の組合が今後どういう安定したコースを歩むかということ、十分ひとつ認識してやはり措置してもらわなくちゃいかぬと思ひますが、管理職の範囲については、政府としては、いまのところどういう考えで出されるか、この点ひとつ。

○国務大臣(安井謙吉) ILO八十七号条約の発効に関連しました国内問題の運用についての御質問でございます。これは私も、山本委員のおっしゃるとおり、公務員あるいは公務協従員と当局の間というものは、できる限り円満にやつていくということは望ましいと思つております。また、いまも御指摘のように、逐次改良されつつ

ある、これはどちらが悪いということじゃなくて、双方とも逐次改良されつつあるということも私も認めておるところであります。したがつて、先般、政令で国内法に対する施行期日は発効いたすようになりまして、これはまあ御承知のとおり公務員制度審議会が公益側委員全員一致の答申、それに使用者側の大多数が賛成されたという形で成り立つた答申であります。これはその措置をやつたわけでありまして、同時に、まあしかし実施をするに際しましては、できる限り従来の円滑な労働関係というものをそこのままに配慮は必要であらうと思ひます。施行をされます六月十四日の閣議におきまして、総理御自身も、そういう指示もあつたよりな次第であります。私どもも今後実施にあたりましては、十分円滑な運営ができるように、今後も心得ていきたいと思つております。

なお、この管理職の範囲という問題につきましては、これは御承知のとおり、人事院がまず規則できまして、そうしてそれによつて、地方もそれに準じていこうということでございます。いま政府がこういう範囲は妥当であらうとかあるまいという事をあらかじめ申し上げることは、かえつていかかと思われまふので、内容には触れませんが、精神は、いまおっしゃる通りに、できるだけ円滑にということをして運用するようにしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 おっしゃるとおり、国家公務員の場合は人事院規則、それから地方公務員の場合は条例ないしは人事委員会規則ということであることもわかつておるのですが、やはり政府の意図というものが支配的になりますから、きょうも地方行政委員会では同僚議員が永山自治大臣にその点を一応ただしておると思ひます。何を言つても、やはり総務長官は元締めですから、あなたの思想というものは全般に影響するということ、特に時間をさいてもらつたのですが、管理職の範囲におきまして、これはたまたまの例でありま

ますと、校長兼教頭、それから教師ということでは、ほんの四、五名はどうかおられない。そういうところで教頭は全部だめだということになると、もう組合は全滅する。全滅するのは、これはわれわれとしては問題ありませんけれども、しかし、それらの人を、一体だれが待遇あるいは勤務条件等を代表してこれを交渉するかということになると、非常に問題がある。また、一般地方公務員では大都市とか、県の場合は、私はその問題ないと思う。町村に行きますとわずかに三十人のところ、これ以上はいけないという、いわゆる管理職だと規定されると、それ自体全く壊滅状態になり、また、政府は組合を壊滅するという意図であるなら別ですが、そうでないと思うのです。そういう場合には、その点は十分考えてやってもらわなければ、かえって、私は職場に混乱を起し、いままでも対抗意識をなくしておいたものが、お互いに対抗して、これは市町村行政なり、あるいは教育行政にも、相当私は悪い影響を与えていると思います。それは組合が全く理不尽なことを指導しておるのだという時代はもう過ぎておると思うのです。その際、政府が、それに油をかけて火をつけるということ、は、かえって今後の組合運動に大きな逆転したところが出てくるのじゃないかと思うので、実は発言したのですが、この点は十分政府自体も考慮してもらいたいと思いますが、その点管理職の点、もう一回聞いておきたい。

○国務大臣(安井謙吉) 御趣旨は、私もよくわかりますし、できるだけ円滑に今後政令施行に際しましては、できる限りやういふこと、は、私自身もつとめていくつもりでおります。

それから管理職につきまして、いま地方の小学校等の非常にきわめて数の少ない例、あるいはまた、学校に限らず、その他の機関の中にも、そういうような事情も存在するかもしれない。これは自治大臣あるいは自治省でもいろいろ配慮されておることであろうと思いますが、念のために申し上げますが、役職員であるならば、これはお入りになつたつて一向差しかえない法律になつておるわけでもありません。でありますから、そういうようなものの運営もありませんし、また、その他どういふ点があるか、具体的にいま私はどういふ措置をするというところは言えませんが、法律上では、この役員になる限りにおいては、別に何ら支障はないというような点もございまして、でき得る限り、そういう点も活用をして運営を円滑にはかつていくということに心がけたいと思っております。

○山本伊三郎君 その点は、わずかの時間ではなかなか審議を尽くして質問もできないのですが、一口に言へば、私はやはり現状の事態というものを十分認識をして措置をしてみたいと思うのです。それが、はなはだしく教育行政なりあるいは町村行政に、大きな支障を来しておるというならば、それはどこに原因があるかと言つたら単に管理職の範囲で原因を起しておるのではない。別に私は、われわれのほうも反省をしなければならぬ場合もあるかもしれない、ことによつては、しかし、市町村なり、また長たる人の反省を促さなければならぬ問題も多々あると思います。そういうところを糾明されて、管理職の範囲をこれを除いたら正常にうまくいくのだということにはならぬと思うのです。この問題強く繰り返しますが、その点は十分政府としても考えてもらわなければいけません。

もう一点だけ、もう時間ありませんから、交渉の問題なんです。これが組合としては最も重要な問題であり、また、その交渉を受ける立場にある理事者についても相当これは大きな問題、したがって、交渉というものはこれはもうこんなこと釈迦に説法でありますけれども、その団体、組合の各構成員の意思がどう相手方に反映するかという点、これが交渉の要諦です、外交も一緒ですが、それが何かそれに規制をしているということ、は、かえって私は一般大衆と申しますか、組合員の意向というものが曲げられて伝わるということがある。これはかつて戦後、直後のときにはそういうこともありました、私経験したのですが、今日ではそういうことはありませんので、あの政令によつてというところを見ると非常に制限を加えて、たとえば問題を指摘してやらなければ交渉に応じないとか、あるいは時間を制限するとか、こういうことは私はもう常識で判断もでき、問題によつて私はそれは解決していく。かつては集団交渉というところで二昼夜も閉じ込めてしまつて、それで、うんと言わなければきかないというふうな脅迫的なものがあつたと言われておりますが、そういうことは、まあ一応過去の問題として、きょうは私はそういうものは、問題が大きく出てくれば、これは避けられないと思うのです。ベトナムのデモじゃありませんけれども、大衆運動というものは大衆の意向というものが左右するのですから、代表者をどうとか、あるいは時間をどうとかいうような苦しい規則をつくつても、規則をつくつたことによつて反発するということがあるのです。これは総務長官くろくろとすからよく御存じです。そういうことも人事院総裁も言っておられますけれども、そういう点も政府は理解してもらいたい。それを強く押さえてくると、これは大衆運動ですから、押さえれば押さえるだけ反発が強まっておりますから、この点もまた実は規則もできたりしません。これからつくろつていくことで各市町村あるいはまた首長においては考えておるようでありまして、この点は私は絶対に押さえるような方法で、規則で規制しない。これは別に、特に私は総務長官に要望しておきたいと思うのですが、その点どうですか。

○国務大臣(安井謙吉) 交渉の問題につきましても趣旨は、山本さんの言われるとおりであらうと、要するに、交渉の手腕をきめるというところは、交渉が円滑かつ有効に行なわれるということのために必要最小限度のものをきめることであらうというふうに理解をしております。ただ、いまも御指摘ありましたように、集団交渉というよりな名のもとに相当不意な交渉が皆無であつたとも言えません。そういうものを今後律するということ

は、これは必要であらうかと思ひます。そのために団体の交渉能力自体は非常に極端に制限するというふうな趣旨の交渉手続のきめ方ということ、これは結構じゃないと思ひます。また、政府としてもところどころじゃないと思ひます。

○北村暢君 山本委員の質問に關連をして簡単に五分ぐらいのようですから、一点だけ御質問いたしますが、いま総務長官は、管理職の範囲等については国家公務員の場合、人事院規則によつて決定せられるということなんですけれども、私どももそのように理解しておるのですが、実際にどういふことが行なわれているかというところ、この規則というものができる以前に、政府は、まあ行政当局はかくかくのものは管理職に將來なるであらうという想定のもとに、すでにたとえていえば四等級の者——しかも、その四等級の者で出先の支所長というふうなものについては、組合を自主的に脱退するようにという指導が行なわれておる。これは、私は、まことに先走つたやり方であつて、これはILOの特別委員会ときにも私指摘したのでありますけれども、そういうことが事実上行なわれておるわけですが、したがって、総務長官がおっしゃる通りに、人事院規則ができてから管理職の範囲等については、弾力性をもつて紛糾の起らないように処置したいと言つておるのですが、その意図とは全く逆なことが今日行政当局で行なわれておるという事実があるわけなんです。これは政府が人事行政を行なう方針として人事局もできて、そういうふうなことを指導しているのか、してないのか。してるとすれば、これはたいへんなこととすし、そういう事実があるというところを御存じなのかどうなのか。私は事実あることを知っておるわけなんですけれども、そういう事実に対して、管理職の範囲等について、人事院規則が出るまでそういう混乱を起すようなことをやることもいがかかと思ひますが、一体どういふ考え方で指導されているのか、そこら辺のところを私はお伺い

しておきたいと思うのです。特に政府の言っていることとやっていることとはどうも違つていふに思ふのです。したがつて、総理府総務長官のおっしゃる、いま山本委員の質問に対する答弁を聞いてみると、非常にものごとく聞かせるのだけれども、実際はそうならないのじゃないかと、私はそう思つてゐるのです。したがつて、そこら辺の点について今後この管理職の範囲の問題をめぐつて、私は相当混乱するのじゃないかと思ふのでありますが、この人事行政のたてまえから、どういふ方針で臨まれるのか、この際お伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉) 管理職の範囲につきましては、いまも申し上げましたように、人事院は非常に慎重な態度でこれを検討中でございます。したがつて、まだ結論も出ていないような状況でございます。ということは、やはり全体の実態をよくきかめて、そうしてなるべく現実は無用の混乱の起こらないようにという配慮もいたしつつやろうかと思つております。そういう際でありますから、その人事院の解釈が出来ます前に、政府がかつてにこういうものであるべきだといふような行政指導をするということは、これはもう決してあつてはならぬことだと思つております。もしそういう事例があれば、私もこれは差しとめて、人事院規則が正式に出まして、それを円滑に運用するための必要な行政指導をするということとは、これはあり得ると思ひますが、それ以前に、そういういま御指摘のようなことはしないように、また、事実あればそれはとめるようにいたしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 いまの問題については、いろいろあります。時間もないので、今後ILO八十七号に伴う国内法運用について、特に総理府には十分われわれの意見を体して運用されんことを希望しておきます。

恩給法の改正案に入りたいと思ひます。総理府総務長官の時間の関係もありますので、私は無理を言いません。したがつて、いろいろありますが、特に総務長官にお尋ねしておきたい二点だけを

まず先やりまして、あとはまた政府委員でもけっこうです。恩給法改正により、これは今回の改正にもありますが、恩給法のみならず、共済関係にあるいはその他の年金関係、特に顕著なのは年金のスライド側の問題、恩給法第二条ノ二として、新たにわれわれとしては非常に期待の持てる条文が入れられました。これには相当問題点を私は含んでおると思ひます。

まず第一に、厚生年金法の改正にこれが入れられたのが始まりでありまして、特に恩給という制度にこれを取り入れられましたのでございまして、この中で問題の、「物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動が生ずタル場合」云々として、いわゆる年金の改定、増額をしよう、こういうことの趣旨であると思ひますが、これはどこがさしになるのか、どこがめどになるのかということですね。「著シキ」というのですから、「著シキ」には限度があると思ひます。一体政府としては「著シキ」というのはどういふことを考へておられるのか、この点ひとつまず最初に聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉) 「物価其ノ他」と言ひますのは、いろいろな条件を総合勘案して著しい格差が出た場合には、ひとつこれを直していききたい、こういう趣旨を今度新たに取り入れたわけでありますが、そのものさしにつきましては、いま御指摘のとおり、確かに非常にむずかしい要素がたくさんございまして、したがつて、結論的には、今度出しております恩給審議会ひとつつこういふ点についての具体的なめどといったようなものもひとつ御検討願つて、それを根拠に合理的なもののきめ方をいたしたいと思つておるわけでありまして。

○山本伊三郎君 まあそういう答弁だろうということは予期しておつたのですが、恩給制度審議会、これはまことにけっこうでございますが、やはり政府としては、この法律を出すには、ある程度のものさしと申しますか、私はそういうものが考えられておつたと思ひます。ただ世論の反映でこの抽象的な条文だけを入れておけというわけではなかったと思ひます。フランスでは、御存じのよ

うに、賃金の上昇というものをものさしに、毎年改定するという基本的方法でもうたつておるわけですね。これであれば何ですけれども、ただこゝろ文章では抽象的になるほどわかるのです。が、はたして、いつ、どういふときに上げてもらえるのかというところは恩給受給者には全然わからない。そうすると、こゝろいう条文は、一つの期待値といふか、期待権といふか、あつた望みだけ条文にうたつたといふことしか考えられな。年金生活者の実情はもう御存じだと思ひますが、いまのように物価が上昇している段階においては、五年もたてば全く価値が半減するといふ状態ですね。したがつて、私の考えでは、毎年といふことでは調査とか計算がなかなかむずかしければ、少なくとも隔年ごとに上げるような一つのシステムといふもの、こゝろいうものが私は必要であらうと思ひます。で、「物価其ノ他ノ諸事情」といふ文句になつておられますが、物価を基準にしてもよろしい。しかし、恩給あるいは年金の計算の基礎はすべて給付なり賃金です。賃金といふものは物価その他の生活の事情を反映して社会的に決定される。したがつて、私は、恩給であれば、旧官吏、公務員の給与の上がつたというその事実によつて変えていくべきだ、私はそういう一つの持論と考へ方を堅持しておるのですが、この点についてはどうですか。

○国務大臣(安井謙吉) まあいままでのベースの引き上げにあたりまして、やはり賃金といふたようなものが大きな要素になつておることは間違いないと思ひます。したがつて、まあスライドといふことはございまして、さかどろかとは別として、いろいろな諸事情を考慮して、これからそのベースを直していくんだという思想を的確に法文に入れましたのは、御承知のとおり、今度が初めてでございます。そういう意味において、数歩前進をしたという点は御理解いただけるだらうと思ひます。それじゃ、さらにその前進した点をどういふふうに具体化していくんだという問題になりますと、

確かに賃金ベースといふものが大きな要素になることは間違いないと思ひます。まあそれだけで機械的にきめるわけにもまいらぬといふような状況もあると思ひますので、そういう具体的な取りきめは審議会ひとつ御検討願ひ、と。しかし、まあ前向きで私もはさういふものに踏み切つたといふふうに御理解いただきたいと思ひます。

○山本伊三郎君 私はまあいろいろ問題——ILOも今度の祝日法の問題でも、いつも審議会審議会といふ話が出るのですが、私は審議会といふことについて、まあいふゆる民主的に一般の広い知識、学識経験者の意見を聞くといふことは一応納得はできるのだが、ある一方から見ると、もう年金のような明らかなものについてまで審議会審議会といふのは、私は一つの隠れみのではないかといふ気もする、実際問題、政府がやるという腹になれば、別に審議会をつくつてもよろしいです。意見を聞いてやるのは私は反対いたしません。意見も聞いても、いふゆる上げなくちゃならぬといふことは私はおそろくすべてが一致しておると思ひます。しかればどういふ方法で上げるかといふことが一つの問題。そこで私は政府の決断を促しているわけなんです。私はここで、賃金の上昇によつて改定する云々であれば私は非常に前進した条文だと見るんです。私は「物価其ノ他ノ諸事情」といふことは、全く私は政府の一時のがれの文句としか受け取れない。年金といふもののまず規則なるものは私は賃金以外ないといふ考え方をしております。ほかの物価の事情、「物価其ノ他」といふのも、そういうもの、その事情は、すべて年金という限りその年金によつて生活をしていくという前提に立てば、それ以外の要素といへば、これは一つの条件と申しますか、そういう大きな条件には私はなからぬ。また、ならぬといふよりもそれにすべて含まれておるというのがわれわれの解釈です。恩給局当局の専門家があら総務長官の答弁でなくともいいです。ひとつ専門家の意見を聞いてもいいのですがね。

○政府委員(矢倉一郎君) 私のほうで今回この調整規定を置きましては、ただいま総務長官の御答弁いただきましたとおりでございますが、御承知のように、いわゆる公務員給与が、いろいろな条件を加味して公務員給与の改定が行なわれているわけでございます。これと恩給との関係はどう結びつけるかという点については、御承知のように、最近の給与の実態というものが、この恩給が長い歴史の中で積み上げられてきております関係といかににらみ合わせていくかということがかなり技術的にも問題を含んでいるわけでありまして、公務員給与が増額改定をされたから直ちに恩給について増額改定をしていくかという点については、それなりにやはり問題がございます。したがって、これからの恩給というものを、そういふ長い歴史の中で積み上げてきたものをどう見直していくか。そもそも恩給制度の基本は、先生も御承知のように、大抵退職時俸給、それから在職年限というものを基本にして考えていくという立場に立っておりますので、したがって、退職時俸給というものが最近のようないろいろな条件の変化の中でどういうふうに見直していくか、そこに実質的価値の維持ということは必然的に課題になってまいりますので、そこでそういうふうな目から見ると恩給というものと公務員給与というものをどういうふうにか考えるか。ここらには必然的に私たちの事務ベースの段階で見るとは、やはりそれと違った社会的視野に立っての審議会の意見も求めていくという一つの妥当性を私たちは考えまして、今回審議会においてやはりこの調整規定の運用のしかたという問題について十分な討議をいただきたい、かように考えているわけでございます。

○山本伊三郎君 きわめて意味深長、重大な発言だと思ふのですがね。私は一つの考え方を出したのですが、そうすると、従来の恩給金額を決定する最終俸給そのものにも問題がある。長い歴史であるから、これは明治八年から続いている恩給法であるから、それは言えます。われわれはそれが

ために相当反発をしておる。階級——官僚というのは階級制度における俸給制度そのものに問題があることは事実なんです。それは認めます、そういうものを超越して。この恩給の年金を改めて、スライド制の際に取り入れて考えるという趣旨を含めた発言であるかどうか、その点一つ。

○政府委員(矢倉一郎君) 御承知のように、恩給そのものが、基本的にはいま申しましたような退職時俸給ということ、在職年というものが基本に相なりますので、そこでその退職時俸給というものの見直し方が、やはり恩給制度の中ではないいろいろな課題になるわけでございます。そういう点をひとつ大きな前提に恩給制度というものはございますので、それを今日の時点の中でどういうふうに見ていくかという点がやはり一つ一つの制度の発展というところで考えなければなりませんので、そういう一つの連続の中における問題点としていかように措置をしていくかという点についての課題がございまして、そこら辺に審議会の御審議の意味合いがあるのではなからうかと考えておるわけでございます。

○山本伊三郎君 いやわかるのです。わかるというのは、抽象的にわからないにも通じるのだが。しからばあなたの説は、これは在職年限、最短期間は十七年にいままでなっていました、軍人の場合は戦時加算があつて非常に短縮されておる。しかし、それは一つの年金の条件として定められておるのです。受けておる年金というものの金額の差というものは、在職年限というものがありません。それは条件として十七年と定めなければ出ないという条件で、これは一つ決定しておるのです。その上に立つて与えられるものは最終俸給で計算しておるのです。それが基礎でしょう。その最終俸給そのものが、いままでは、戦前もそう、現在でもそうであるが非常に職階級によって差がある。しかし、実際やめた人の生活実態、物価の上がつた事情というものは、そういう最終俸給によって規定できない。もつとわかりやすくいえば、俸給の高かった位の高い人と、あるいは

また、何といひますか、一雇員という者との比較をすると、給与に非常に格差があつた。しかし、物価の変動その他の諸事情によつてそれは妥当でないといふこともあつた。私に言ふことは、そういう最終俸給自体もこれは検討することが必要であるといふことを言われておるのかどうか、こういうことです。

○政府委員(矢倉一郎君) 最終俸給というものの見直し方は、御承知のように、たとえば軍人の場合は仮定俸給という形で見ております。したがって、いま私の申し上げました、いわゆる退職時俸給というものを見直し方としての仮定俸給も、退職時俸給というものがまるつきり無縁ではないといふことを申し上げておるわけでございまして、したがって、いわゆる俸給関係のいろいろな変化というものがどのように変化しているかといふことも、したがって、実は仮定俸給等を考えるときの一つの考慮の材料に相なりますので、さういふ意味合いにおいて私は申し上げたわけでございます。

○山本伊三郎君 それは恩給局長ね、仮定俸給で軍人の場合は再々改正されております。しかし、改正されても、ここに附則別表第一、大將、中將から兵までずっと上がつておりますが、大將の場合には仮定俸給年九十七万七千八百四十四、兵の場合には、十二万九千八百四十四と非常に差がある。私の言つておるの、仮定俸給を差を縮めるときには、若干さういふ要素も考へて、上には薄く、下には厚い方法でやつておられるということも、戦後若干出ておることは事実でありますけれども、その基本的な格差というものは縮められないといふことが改正後ずっと見ても出ています。私の言ふのは仮定俸給をつくるたびに変わるということとはわかるけれども、それは基本的には変わつておらない。やはり最終俸給というものが決定的な要素となつておる。私はこれをいかにいふことを私は言つていないんですよ。この条文からきて、あなたが先ほど発言された物価その他の諸事情ということが重点になれば、こういう仮定俸給が大將は

九十七万、兵は十二万、物価が上がったときに九十七万と十二万の方々にはその生活の実態から見ても相当不公平が多いだろう。したがって、こういうものもあつて後考へて今後のスライド制を考えていくといふことを見ておるのか、この一点だけ聞いておるのです。

○政府委員(矢倉一郎君) 先生の御指摘の点はわかるわけでございますが、ただものをどういうふうに見ていきますかという場合に、先ほど申し上げましたように、私たちが方針を考へるということももちろんでございますが、審議会にいろいろな御審議をいただきますときに、一応恩給制度の基本的なあり方というものをはずして考へるということができるといふか、むしろ先ほど申し上げましたように、一応のこれまでのいろいろな改善措置を考へてまいりました中には、いわゆる上落下厚的な一つの方針というものを一応考への中に入れてながら、つまりそれがいわゆる恩給制度のある程度近代的にしていくといふふうな考へ方がその中に入つておるわけで、そういう意味合いで申し上げておるわけでございますが、それが物価がどのように、たとえばこの仮定俸給全体の仕組みを動かしていくかといふふうな点については、もし実態的にさういふ点についてのいろいろな御審議の過程で、たとへばさういふことの必要性があるという意見が出るかもしれないが、私のほうでは調整規定の運用のしかたというもののについては、大体これまでのわれわれの態度といたしましては、たとえば公務員給与も物価も、それから国民の生活水準等を総合的ににらみあわせていくという考へ方は、実は恩給のいわゆるベースという形において見直してまいつたわけでございます。したがって、全体のいわゆるベースという考へ方の中では、いま申し上げましたような物価と生活水準あるいは公務員給与等が一つのものと申しましたように、その動きがどのように一つの恩給への影響を与えるかといふ考へるべきか、こういう点について、私は先ほど来さういふ調整規定の動かし方の問題は必然的にいろいろな問題に波

及してまいるであらう。こういう点で申し上げたわけでございます。

○山本伊三郎君 私は納得するよりも、あなたはもう少し……これは失礼な言い方だけれども、年度の調整規定というものは恩給法だけではない、年金各法に全部一斉にとられている、厚生年金をはじめとして、それからいくと、恩給とほかの年金制度とは若干システムが違います。恩給は全く……全くじゃないが、一応国の財政でまかなっていくという恩給の発生過程から見ると、特に軍人、官吏に対して優遇措置といいますが、そういう意味も加えてある。ほかの年金はそうじゃない。社会保険的につくられている。したがって、年金を論ずる場合に一番問題になるのは、ほかの年金であれば、御存じのように、自分のかけた掛金というものと相応して年金が決定する、これは御存じですね。これは賃金を基礎としてつくられておる、こういうことですね。したがって、ほかの、あとで共済組合の問題が論議されますから、そのときは別の話になりますけれども、その恩給の場合は特殊な問題があるんです。恩給は他の年金制度と比べてみて違点がある。したがって、私はいま追及しておる。他の年金制度の基礎になった、年金額を決定する標準報酬なり平均給与というものがあつた以上、それを基礎にしなければならぬという宿命的な決定的条件がある。それも問題があるが、恩給の場合には、いま言ったように、最終俸給あるいは仮定俸給といふものは、いま局長言われたように、動かさずとすれば動かすことのできる要素がある。そういう階級による俸給制度でなく、物価の変動その他の諸事情ということがある、これが中心になるならば変え得る余地がある。それを仮定俸給とか、そういう給与はいままでのやめたときの俸給が高かつたらそれでやらなければならぬ、低い人は低いなりでいいという宿命的なものでないという、あなたの発言の中にあらうならば、私はそう理解したい。これは私は恩給制度の大きな前進である。しかもこれは社会保険制度の方針に通ずるものであるから、はし

なくも局長が言われたので、それをはっきり確かめておきたいと思つておる。

○政府委員(矢倉一郎君) 私のことは多少舌足らずな点があつて誤解を受けたかもしれないが、私の申しているのは、やはり恩給そのものの基本的なものの考え方として、先ほど来申し上げておられますように、最終的な俸給といふものが一つの要素になるという考え方はくずれないわけでありまして、これが過去に積み上げられてきた恩給の既得権という形で出ておるもので、そこでそれらの関係をいかによくに見直していくかということについての実質的価値という考え方をどのようにしていくかということが、今回の調整規定の中身になつてくるのじゃないかというふうな観点で申し上げたわけでありまして。

○山本伊三郎君 あなた方つくるときにいろいろ協議、検討されたと思つていますが、この文面から見ると非常に、第二条、いわゆるスライド制、われわれにスライドの期待というものをいまあなたが言われたような形で考えて、それで賃金をもとにしようと言つたのですが、物価その他の諸事情といふような問題がある場合には、私の言つたようにもとれてくるのです。『国民生活水準、国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情』というものが入つておるならば、物価その他の諸事情というものが非常にわれわれとしては、逆に言うて希望的な観測を持っておる。私は、いま言ひ直されたが、少なくともそういう最終俸給にこだわることなく、特に軍人恩給なりあるいは官吏の恩給なんかを見ますと、これは階級の上の人と下の者と非常に不均衡といふ感じが、あると思ひます。これはほかの年金のように、低ければ低いだけの掛金をかけておるというなら納得できますが、特に軍人の場合にはそれがはなはだしいのです。これは再三恩給法の改正のときには主張しておる。わが社会党が恩給に反対しておるかといふと、反対しておらぬ。反対しておる理由というのは上のほうに厚く下に薄い、第一線で働いて指揮をとつておる人はなるほど苦勞しておるが……、給料をも

らわずに兵隊で亡くなつたり、長くつとめておる人にはよけい困つては見なければならぬという主張なんです、そういうことで、できればそういうことも勘案して将来スライド制をするのだというふうに局長も言われたので、私は恩給局長に敬意を表しましたが、やはりあとから、基本は最終俸給にあるのだというので悲観してしまひましたが、しかし私は、理解ある政府でありますから、将来スライド制をするときには、最終俸給であるけれども、それをくずすことは言ひませんが、少なくとも年金額の実態を見て、物価その他の諸事情、生活が苦しいという実情があれば、国家予算にも限界がございしますけれども、できるだけやはり軍人なら兵士とかあるいは下士官といふような、非常に数は多いけれども、年金額の少ない人にはある程度スライドのときに考慮するといふことをやつていくべきだと思つて、その点どうですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 今回の実は改善措置の中に御承知のように、長期に職者についてはいわゆる低額恩給の保障の制度も実は設けようといひしておられますように、制度の考え方といひましたは、そういう御趣旨の点がある程度今回の改善措置の中にも盛り込まれておるかと思つております。したがつて、恩給制度運用の中において何を考へるべきであらうかという点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、いわゆる旧来の一つの秩序の中においてつくり上げられておる恩給制度でございしますので、それらはいわゆる一般の年金のそれと、社会保険年金等のそれとはかなり異質のものである。したがつて、そういうことには恩給的な配慮を加えて運用してまいりたいといふことを考へておるわけでございまして、改善措置が繰り返されておると承知しておるわけでございます。

○山本伊三郎君 最低保障も六万円、三万円引き上げる。そういうことはこれは当然過ぎる当然のことであると思つていますが、それをもつてそういうことを考へたのだといふことは私は理解できない。基本的には、先ほどから申しました計算基

礎である、そういうものに逐次いま考へていくという方針はやはり考へてもらいたい、これはもう現実の問題として、兵、下士官で実は苦勞して、年金が幾らといつたら五万とか七万とかいふことを言つておられる。これは大將といふのは数少なくなつたから、これは形式的に載つていふかもしませんが、やはりそういうものと比較すると、在職中にはあるいは階級によつて違ふけれども、やはりやめてしまふ、しかも遺族になれば、ひとしく同じように生活をしていふ人だから、やはりそういう点を今後恩給法の改正に作つては十分ひとつの点を私に考へてもらいたいと思つたのです。○国務大臣(安井謙君) いろいろ専門的な部分につきましては検討を要する面も多からうと思ひます。できるだけ下厚上薄と申しますか、そういう精神に沿つて今後も運営されていくことが原則としては正しいと思ひます。ただ、いろいろ検討の結果、非常に例外的に著しく不均衡だといふような点には原則どおりいかなる是正もあらうかと思ひますが、原則はそういうふうにとりたいと思ひます。

○山本伊三郎君 時間がだいぶおおいおひ迫りますから、またこれはあとの機会に論議いたしますが、そういうことから考へて、今度新たに日本赤十字社の救護員に対する通算の問題ですか、これが出てまいりました。私はこれは多年主張しておつたのでけっこうだと思ひます。これも内閣委員会では質疑をしておりませんが、私はこの説明と法律案を見ただけですが、これも実は通算する場合に、階級と申しますが、その資格によつて区別をしておるようには思ふのですが、これはどういふことなるのですか。赤十字社の救護員について、ちよつとこの説明を先に言つて下さい。

○政府委員(矢倉一郎君) 今回日本赤十字社救護員につきましての通算措置を考へましたのは、いわゆる日赤の救護員で戦時勤務等をなされた方々につきまして、その実態に一応焦点を合はして改善をしようにとしたわけでございますが、御承知のように、

恩給法というのは、いわゆる恩給公務員としての資格ある者が対象に相なりますので、したがって、日赤の看護員もいわゆる恩給公務員相当と申しておきますのは、看護婦さんで申せば看護婦長の方、医師あるいは薬剤師というふうな方々がこの対象になって通算措置が認められることに相なるわけでございます。

○山本伊三郎君 それにわれわれはまた不満があるのです。恩給法はそういうことだから、それに相当するのは看護婦長だけだと認定するのは私は問題があると思う。軍人の場合は将校から兵隊までずっとおる。看護婦さんだけは看護婦長だ。これはわれわれとして見方があまりにも限定的であると思えます。しかも総数からいってそんなに大きい数じゃない。看護婦長だけに限定するということ、これが非常に優遇された改正だとは、私は、看護婦さんの立場から見ると承認できない。同じように戦地で苦勞しておる。あなたのほうに、これは文官として恩給相当とみなすのは看護婦長だという趣旨なんですね。しかし、戦地の野戦病院で看護婦長一人で仕事をしたわけじゃない、むしろ看護婦さんのほうが私は苦勞しておる人が多いだろうと思えます。そういう取り方のあたにかみというものは、そういう点で私は異議がある。先ほど私が論じたように、いままでの恩給法も非常に階級制度にとらわれておるから、下のほうを考へておる。それを看護婦さんについては婦長だけであるということでは、私は出されておるから論議するけれども、あまりにも形式的な認定である。これは私はまた絶対に、看護婦さんも戦地で同じ苦勞をしておった人があるというならば、同じように通算の恩恵を与える。そういう認定は、これはその当時文官であつてはつきりしておるのならば別ですよ。これはここで抵抗して、その当時恩給の対象になつたのだからそれを入れるというは無理だけれども、新たに日本赤十字社の看護婦さんについて通算をしようという考へ方であれば、やはりそれらを考へてやるべきだ、こういう私は主張をまげないのです。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かにいま先生の御指摘のような点があるわけでございます。したがつて、実はこの扱いをいたしますときに、必然的な問題として影響を与えるのは、いまのいわゆる看護婦であつた方々、そういう方々は御承知のように、つまり共済制度の中において救済するこの通算措置を考へるということで、一つの制度的な基本の問題でございますので、そういう扱いになるわけでございます。

で、御承知のように、恩給の扱い対象というのはすべて、いわゆる旧来の公務員であつた人たちの一つの年金制度でございますので、そういう中においての一つの制度的あり方というものが今度の改善の中においてもそれが根を引いてくるわけでございます。したがつて、こういう措置に相なつておるわけでございます。

○山本伊三郎君 いま言われましたがね、看護婦長さんについてはこれはもういわゆる完全通算です、資格通算じゃないですね。それからあつたやつは、ほかはそれだけあつたれば承認するのです。婦長以外の看護婦さんは共済組合、この場合も、完全通算ということの趣旨に取れないものですからそう思つたんですが、それと同様ですね。○政府委員(矢倉一郎君) 共済制度は御承知のように、いわゆる總理府所管ではございませんで、大蔵省所管として扱われている問題でございます。

○山本伊三郎君 大蔵省だから私は知らないということなんですか。それはどうなんですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 決して知らないということをお申しておるのじゃございませんでして、つまり制度の基本的な問題の取り上げ方は、それぞれ制度を所管するところで考へられるべき筋でございますが、これもいわゆる恩給と共済というものは同じく公務員というものを対象にいたしております関係上、できるだけ調整をとりつつ運用されていく、あるいは制度化されていくというこ

とに相なりますので、したがつて、日赤の看護員について看護婦長は恩給局で処理をいたしました関係上、それぞれの省の担当においてそれなりの措置が考へられてまいつておるわけでございます。

○山本伊三郎君 大蔵省おられますか。どういふ通算の状態になっておりますか。

○説明員(辻敏一君) 日赤の看護員の婦長以外の方、いわば雇ひ相當の期間が恩給法の在職年に通算となりましてこの均衡を考慮いたしまして、従来外国政府職員についてとつてまいりました措置と同様に、年金の受給権を発生させる期間、つまり資格期間として取り扱うことといたしております。したがつて、年金の年額の計算には反映させない期間であることは御指摘のとおりでございます。

○山本伊三郎君 わしのほうは恩給局だ、相手は大蔵省だからわしは知らないということではなく、政府として考へてもらいたい。何か私は差別されておるということ、まあ法律ですばり検討も足りなかつたのだ。私は一説したところ違ふと思つたんですが、看護婦長についてはもういわゆる完全通算、戦地におつたときは全部通算するとなつておるんですね。それからそれ以外の看護婦さんについては、二十年なりあるいは十七年の資格期間が達せられるという資格を与えるための期間だけは見てやろうという差別、大きな差別ですよ。これは恩給法の問題で相当論議されたんですが、なぜ先ほど言つたように差別するやうなことをやられるのか。これは大蔵省ですがね。これは政府の追加費用を整理資源で出されるものだと思うんですね。これは何もしないで、これは政府の追加費用を整理資源で出されるものだと思うんですね。これは何もしないで、これは政府の追加費用を整理資源で出されるものだと思うんですね。

○山本伊三郎君 それはね、あなたは言われるけれども、まあしつうとに言うのなら別として、それはいかぬ。一般の公務員の場合、辻さん聞いてますか。たとえば掛け金を払わない、要するに、恩給の資格はない人であつても、共済組合の関係ではいわゆる資格通算でなくして、掛け金をかけておらないんだから全部ということはいかない。したがつて、いわゆるその当時、看護婦さんであつた当時のやつは五〇%として通算をするというこの基本原則があるんですね。そういう恩給該当者とか、そういう関係の者については全額通算だつたけれども、掛け金を納めてない雇用員については、これは一つの、五〇%政府から出す財源だけをやるということ、全期間の通算とい

ところの管轄の連中は冷遇してもいいという考へであつたんですね。

○説明員(辻敏一君) 現在の共済年金の制度は、御承知のように、他の公的年金制度と同様に、社会保険制度の一環でございます。先ほど山本委員の御指摘になりましたように、したがつて、拠出と給付が見合ふと申しますか、拠出に見合ふた給付を行なう、給付に見合ふた拠出を行なう、こういうたてまえになっておるわけでございます。したがつて、そういうたてまえから申しますと、本来ならば組合員期間の取り扱いにつきましては掛け金を負担した組合員期間に限るのが本来の筋であるわけでございますが、従来の恩給制度なり旧共済組合制度を統合したという経緯がございまして、そういう旧制度におきまして期待権はできる限り尊重するといふたてまえでまいつております。そこで、恩給法のほうで今回の措置のように日赤の看護婦の従軍看護婦の期間が通算になりますと、こちらにもそれを取り入れるわけでございます。雇ひ相當の期間につきましてそれとの均衡上、資格期間として取り扱うという措置をとつてまいつたのでございます。なおこの措置は、従来から外国政府職員等の通算に關しましてとつてまいつた措置と同様でございます。

○山本伊三郎君 それはね、あなたは言われるけれども、まあしつうとに言うのなら別として、それはいかぬ。一般の公務員の場合、辻さん聞いてますか。たとえば掛け金を払わない、要するに、恩給の資格はない人であつても、共済組合の関係ではいわゆる資格通算でなくして、掛け金をかけておらないんだから全部ということはいかない。したがつて、いわゆるその当時、看護婦さんであつた当時のやつは五〇%として通算をするというこの基本原則があるんですね。そういう恩給該当者とか、そういう関係の者については全額通算だつたけれども、掛け金を納めてない雇用員については、これは一つの、五〇%政府から出す財源だけをやるということ、全期間の通算とい

うことになっておるのですが、そういう点はな
ぜ考えられなかったのですか。私はそれを言いた
いのです。あなたが、共済組合がそういう制度だ
からと言ふからですよ、追いつめていけば、それ
は看護婦長同様に全部を通算すべきだと言ふけれ
ども、あなたが共済組合の問題を出されたから
、少なくとも共済組合においてもそういう措置
をとられておるのだから、特に戦地でそういう苦
勞をして、一方では看護婦長が全面通算、全額通
算をしておるのに、なぜ看護婦さんだけは資格通
算だけで切ってしまったかということを言ってお
る。

○説明員(辻敏一君) この点につきましては、い
ろいろと御意見なり御議論のあるところだと思っ
ております。ただ先ほど申し上げましたように、
現在の共済年金制度が恩給制度なり旧共済組合制
度を吸収統合いたしました限りにおきまして、旧
制度の既得権はこれはできる限り尊重しなければ
ならぬ。そのために恩給のほうで通算が行なわれ
ますと、いわゆる官吏相当の者につきましては、
その均衡なりあるいは共済の新制度ができます前
後にやめた方との実質的なバランスという点がご
ざいまして、それはこちらのほうにそのまま取り
入れておいておるわけでございます。雇い相当の
期間につきましては、いろいろ御議論があるわけ
でございますけれども、従来から外国政府職員等
その他の取り扱いは同様に措置してまいったので
ございまして、それと今回も同様な考え方に立ち
まして資格期間として取り扱うということにいた
したのでございまして。

○山本伊三郎君 これはあとでやります。
まあ総務長官が忙しいようで、一つだけ長官に
聞いておいてもらいたい。
恩給関係で、沖縄で終戦になって、そうして沖
縄ですつとその後つとめておるのだが、恩給法の
改正については徐々にベースアップをしてもらっ
たけれども、進うところは——より聞いてくださ
いよ——昭和二十一年からですね、その二十一年
における最終俸給で年金を決定してしまふ。とこ
ろが、その後引き続いて七年、八年といったけれ
ども、そのときの俸給で計算してないということ
ですね。そうすると、先ほど申しましたように、恩
給は最終俸給で定めるのですから、非常に不利な
人が二、三百人いるのです。沖縄で。あなたは
沖縄のいろいろ関係もよく御存じですから。そう
いう方々についてどう考えられますか。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに先生の御指摘の
ように、二十一年の最終俸給で一応は見えておりま
すけれども、その後の分については昇給率という
形で見ておりました、したがって、その昇給率の
高いか低いかというところは確かに問題あるかもし
れませんが、一応四・五%の大體昇給が、その後
の一般の日本における公務員の昇給率を含めまし
たので、まあさような意味においてのいわゆる仮
定給を増額して措置しておる、かような考え方
をいたしております。

○山本伊三郎君 それがね、そういう措置もあつ
つるうちに聞いておるのです。だが、その当時
警察官であれば、内地における警察官でその当時
緒にやめた人との比較が非常に違ふのです。戦後
ずっと、いわゆるインフレで上がったものですか
ら、四%ということではだめなんですね。した
がって、あなたが見たということになれば、そこ
まで見るならばですね、少なくともやめる最終俸
給で見てやるというところは、これは私は理論的
であり、また実際的にもそうすべきである。それ
だけ将来考へるといふことでけっこうです。わず
かな人なんです。

○国務大臣(安井謙吉) よくいまの昇給を見てお
るが、それも見方が非常に低いじゃないかという
御意見もあると思いますし、また、いま御指摘
のような点もあると思いますから、今後検討を
するということにいたしました、今度できる審議
会でもその点はひとついろいろ御検討願って、政
府のほうで処置をするということにいたしたいと
思います。

○山本伊三郎君 これは総務長官ね、審議会の条
項ではないですよ。総務府の恩給局の措置ですよ。

当然最終俸給でやるという恩給の原則はあるので
すけれども、たまたまああいう形になってしまつ
たものだから、それでこうなっておるということ
ですから、これは私はそんなに何も根本的な問題
でないのです。取り扱ひ上の私はミスという
えらいおこられるかも知れませんが、ちょっと周
達つたがあるので、それはすぐかえてもらつて
もいいのです。

○政府委員(矢倉一郎君) 先生の御主張もごもつ
ともな点があるわけでございますが、御承知のよ
うに、恩給についていまも一つの問題点として指
摘されておりますのは、いわゆる旧文官としてお
やめになった方、それから現在いわゆる退職者
としてこれからやめていかれる方々とのいわゆる恩
給額の開きの問題、年金との開きの問題も課題に
されておるわけでございます。そういう点を一つ
の琉球政府職員としてみますと、やはりいま沖
縄におられる人たちの問題点として指摘されてい
る点も、現在のいわゆる琉球政府職員の退職者と、
それから当時の退職されて恩給受給者としておら
れる方々との均衡の問題についていろいろ議論さ
れておるということも私は承知いたしております。
おそらく先生御指摘の問題もいまの問題ではな
かろうかと考えます。そこでいろいろ点について、
実は現在の一般の在職者と、それから旧恩給制度
の中の適用の職員との間には一つの給与の立て方
の問題として基本的な問題があるわけございま
すが、先ほど申し上げました一つの基本的な制度
としての考え方が在職時俸給というよりなことが
一つの要素になりますので、そこでそういう点が
いま申し上げましたときに見直し見直し方とし
て、昇給の、いわゆる率の問題としていまは低過
ぎるという御要望でございますから、したがっ
て、これはいま申しましたような、その他の内地
における一般文官の恩給受給者の問題ともからめ
て考えられる問題でありますので、したがって、
沖縄だけの問題としての処置は困難でございま
す。そういうところから、先ほど総務長官がお答
えしましたように、恩給審議会等においても御議

論を願いたい、かように申し上げたわけでありま
す。

○山本伊三郎君 この審議会にやるというそれほ
どの問題ではない、もつとはつきりした問題です。
だから琉球政府の給与の立て方が違ふことは事実
です。だからわれわれは、それを言っておらない。
最終俸給で若干そういうことは不均衡があるとい
うことは別として、向こうのほうが高いとは私は
言わないが、少なくとも四・四%上げるといふこと
は、たとえはやめるときには向こうの地方事務所
長、こちらの地方事務所長が昭和二十八年にやめ
たときに、大體どれくらいか、わかると思ふ、同
じ階級におつたのですから、内務省の関係におつ
たのですから、そういう人を考えて、ある程度調整
をすべきであるということをお言つておるのです。
だからその点は当然のことであつて、それを否定
するものはないと私は思つておる。それは審議会
にやらぬと結論が出ないということでは私は問題
にならないと思ふ。相当おられるのですから、いま
内地に。鹿児島におられる人と比較したらすぐわかる
のです。そういう点を勘案して、一万一千円が
最終俸給でなかったらいかぬということをお言つて
おらない。そういう調整のしかたをすべきだ。こ
れを審議会にまかしておくわけにはいかない。納
得のいく結論を出さなければならぬ。そういう
うことでは困る。だから少なくとも次の国会、来
年の国会までにこの点は検討してもらいたい。こ
ういうことです、結論を言ふと。

○政府委員(矢倉一郎君) 先生御指摘の点、これ
も結局昇給率として見るかどうか、そういう制度
の扱いがどうかという点になりますので、した
がって、制度をどうしていくかという課題でござ
いますので、いま私が申し上げたように、審議会
事項に相なる、こういうふうに申しているわけ
でございます。

○山本伊三郎君 制度の問題は別に私は問題があ
る、制度の問題ではない。均衡の問題である。た
またま沖縄に赴任しておつたから、そこで終戦に

○説明員(辻敏一君) 繰り返しになりまして恐縮でございますが、一つは、やはり現在の共済制度のたてまえというところがあろうかと思いますが、先ほど申し上げましたように、やはり新しい社会保障制度の一環でございますので、本来ならば掛け金を負担したところの組合員期間に限るといのが本来の筋でございます。しかし、そうは申しまして、恩給と旧共済組合制度を統合した関係がございまして、旧制度の既得権ないし期待権というものはできるだけ尊重する必要があることは当然でございます。その意味におきまして、恩給のほうで官吏相当として措置されたものはこちらに取り入れる必要がございまして、先ほどちょっと申し上げましたように、旧共済組合制度でもつてすでに措置しておりますのはやはり期待権として取り入れる必要があるでございます。

その点が第一、それからもう一つは、先ほど次長から申し上げましたように、従来の取り扱いの慣行もございまして外国政府職員あるいは満鉄の職員等につきましても、一部は官吏相当として恩給のほうで措置される。そういったものと、それを受けまして、こちらもそれを取り入れる一部につきましては、雇い相当ということで共済の立場から措置している。そういうことになっているわけでございます。やはり現在の共済組合は、国家公務員を対象とする制度でございますので、日赤の職員は、本来ならば国家公務員ではございませぬ。それを特例なり例外措置として措置されるわけでございますので、そこにはやはりおのずから一定の制約があるのもやむを得ない点もあるのではないかと、そのように考えているわけでございます。

○山本伊三郎君 私はず直に言つたら看護婦さんの場合は、婦長とか、そういうものと区別せぬで、恩給法で受けるのが受当だと思つてゐる。それが雇傭人の資格であるとか、日赤のほかの団体の資格を認定するのには、婦長だけが官吏の恩給法で受ける資格がある、看護婦の場合は、全部すべて雇傭人の資格であるというので、共済組合に入れる

ということに問題があるのです。あるけれども、受け入れた以上は、やはりそれを勘案して考えないで、あつたやうなことに私の論議はなつてゐるのです。恩給法で婦長だけがなせ旧官吏となりまつか、恩給に該当する職員であるという認定自体には問題はあつたと思ふ。そういう見方をおかして、政府の考え方があまりにもいわゆる第一線の実情から見て差別をし過ぎるのではないかと。あなたのは雇傭人であるから受け入れた、受け入れた以上は、この法律で縛るといふのは当然であると言ひますけれども、どちらから言つても逃げてゐると判断するわけですね。日赤の看護婦さんの実情を判断してやはり公平に措置すべきであるといふのが私の朝からの論議です。あなたのはあなただけのほうで主張する、これは一つの主張で法律の根拠がある、従来そうやられた慣例もあるのだからさうされたのだ、恩給法のほうはやはり判官の資格だから、これは婦長だけだ、こういう言ひ方は、国民が一般に聞いて、婦長さんだけをして、看護婦さん、非常に苦勞した人だけは別に扱うのだといふようなことは通らないと思ふ。これは政府内部の問題だから、ぼくは考えてもならなくちやいかぬと思ふ。したがつて、きようは恩給局の關係の方は附られたのですが、そういう点を主張しておるのです。だから、それじゃ、受け入れたときに、この法律をつくらうときに、分離して、婦長と看護婦と区別して受け入れたら、要するにどれだけの差別になるかといふことを検討した上でやるべきだと思ふ、それを受け入れてから、こちらこうだといふことでは納得できないといふのが私の論議なんです。大蔵大臣に所見を聞きたいところですが、次長どうですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) これは午前中のお話を聞いておつても感じたのですが、どうもこの問題、先生のおつしやられるところ、私どものお答えするところといつまで議論してもはてしがない問題じゃないかと思つてございまして。私どもとしては、やはりこゝういふ制度の例外を幾らでも甘くしていくことではきりがないので、

やはりどういふふうにはバランスをとつていくかといふことが相当大事な問題ですので、私ども先ほどから申し上げておきますように、バランスとしては、外国政府等の職員の場合に比べて、官吏相当のところは恩給あるいは恩給と同じような扱い、それからそれ以下の雇傭相当のところは、その線と同じようなところ、これがバランスがとれてゐるのだと思ひます。基本的に言つて先生が先ほどからおつしやられてゐるうちに、そういう上厚下薄といふことがよくないのだといふ御議論は朝から伺つておりますけれども、どうもその根本問題になりますと、全体の制度の問題になるのじゃないかと思ひますので、私も再三の御指摘でございしますけれども、このままでいいんだ、従来とのバランスはこれでとれてゐるのだ、そういうふう

に考えておるわけでございます。

○山本伊三郎君 バランスの問題じゃないですよ。要するに、政府の認識の問題ですよ。結局看護婦長はこれは別の扱いである、看護婦はまた別だといふ、これは認識の問題ですよ。これは政府がそういう看護婦も、それは看護婦全体とは言わぬ。それはいろいろの区別あるけれども、婦長だけがいわゆるその当時の判官と申しますか、任官した者に相当するのだ、こゝういふ認定と申しますか、そういう考え方の問題ですよ。バランスの問題だとは思つておりませんよ。そういう認定をされるところに私は問題があると思つてゐるのです。そういう政府の考え方は打破してもらわなければ困る。今後こゝういふ問題はどこで起こるか知らないのですが、同じものをやるときに、婦長と婦長以外の者をそこで区別して、これはこゝうだ、これはこゝうだといふ認定をする前に、もつと論議をすべきだと思つてゐるのです。その論議の過程は知りません。これはどうせ共済組合のほうへ救済されるのだから、恩給のほうはこれだけでいいのだといふふうな形でやられたと思ふ。これは共済組合へ受け入れるときに、相当検討されたと思つて、

政府はそういう判断を下す前になぜはつきりとした態度をとらなかつたか。差別をされるのだ、それでもいいんだ、こゝういふことでなかつたと思つてゐる。そういう点が、政府の考え方のうちにバランスの問題でない、政府の認識の問題が私は誤つておるといふことを追及してゐる。一たびそのクラスに入つてしまつたら、そういうことで終わる。大体日赤に限らず。政府職員にしろ、満鉄関係にしろ、やはり受け入れるところは、恩給関係へ全部受け入れるべきであるといふのが私の思想ですよ。政府があとからこれは年金に該当する人であるといふ認定をする以上は、共済組合とか、そういう形で組織をしてゐる、しかも、社会保険システムでやつてゐるところへ受け入れるべきでない。だから、そういうものは恩給法の中へ受け入れて措置すべきだ。財源は全部政府が持つのでしやう。これは間違いないのでしやう。政府が整理資源を出すのです。それも一つ問題があるんですよ。それについてはあとで論議をします。なるほど整理資源として、共済組合で旧法、恩給法なりに該当するものについては政府が整理資源として出すと言つておるけれども、それは出し方にも問題がある。現在は政府もだいたい考へてきたけれども、やっぱり一般組合員の掛け金も実はその中に入つて運用されておるといふことですね。したがつて、そういうものはやはり恩給法という政府の責任で出してゐる年金制度の中に包含すべきである、私はそういう考え方をもちて質問をしてゐるわけなんです。共済組合に受け入れた人は共済組合法に、旧法にも何にも關係なかつた人ですよ、そういう人が、たとえば日赤の問題が起つたから、婦長だけは恩給法に受け入れて、そのほかは共済組合に受け入れるのだ、そういうことになる。こゝういふことは私としては実は根本的なあやまちだと思ふ。そういうものを、しからは、さうなつたからといって、これは大蔵省の管轄の共済組合関係については他のバランスの上でできないのだ、こゝういふ本人を不利におとしれておる。これは政府の責任ですよ。まあ大臣がおられないから、あなたに言つても、そ

責任のある発言をしてもあとで困るから言えないと思ひますが、そういう思想だけはひとつ聞いているだけでも、資格だけならたからありがたいといふけれども、一方と比較すると、なぜかという差別をするのだ。野戦病院にいてこれほど苦勞をした、たまたま戦争が済んだ、その直前に婦長になつた人と、婦長の資格をもうすぐ目の前にしておつた人を比較してみれば、その人は相当不満を持ちますよ。そういう実態というものを十分把握して、恩給法、共済組合法の改正においても、そういうところまでやっぱり吟味して考へてやる親心というか、政府の配慮というものが必要だといふことを言つてゐるのです。主計局長は政治の責任者ではないからそれは言へぬかしらぬが、あなたなんかはこういう問題を日常処理してゐると思ひから、そういう点も心して考へてもらいたいと思ひますがね。どうですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) 先生の先ほどからおつしやつておられることをずっと伺つております、そこには、何といひますか、一つの哲学があつて、それを前提におつしやつておられるわけでございます。それで、その哲学でございませうけれども、先ほどから先生がおつしやつておられるように、私もどしどしは、やはりこういういふろいろないままでも積み上げてきた制度がございまして、たとへばその制度ではいろいろなところで一日進んで非常に損がでたりするといふこともございします。しかし、一応こういう制度ができていて、その根本の上に立つて、いままでの制度とのバランスで、どういふのがいいかといふことを考へますと、いま御審議願つてゐるようなところがいまだらうと思つておるのでございませうけれども、先生おつしやられたように、根本的にそういう考へ方を前提からくささないといふか、考へ直すべきだといふお話になりますと、これは非常に大きな問題だと思ひます。

それから実際に一つ一つのケースというか、類型というか、そういうのを処理するときに、同情をもつて考へてやらなければいけないというお話でございしますが、これはこれからの制度改正のときにも特に肝に銘じてそういうふうに考へたいと思つております。

○山本伊三郎君 まあ一つ言ひ出したら切りがないのです、これだけで水かけ論をしてもしようがないのです。しかし、主計局長ね、哲学というやうなお話が出ましたが、私は政治哲学を勉強したこともないんですけれども、政治をするときにはおのずから基本的態度というものがあつたと思ひます。どういふ小さいものでも、一貫したものがないければ狂つてきますよ。これから共済組合の問題をやつてゐる間に若干そういう問題が出ると思ひます。それから立法をするときに、大体私は立法過程が気に入らないのです。政府原案を出して、大體政府がつくつたものを国会が認めるという以外に、国会修正というものはほとんど例外がないやつてゐるわけですね。したがつて、われわれつくるときに、そういうものが、立法府でまず原則として立法するといふ形はとつておらないので、私は皆さん方に言ひたいです。ほくら自身がやるのなら私はまたやれる方法があると思ひます。しかし、政府が原案を出してくる以上、これがもうほとんど決定的だから、それをやるのは皆さん方、実は大體より皆さん方がやつてくる。そういうものをいふのもわれわれは審議しておるのだから、そういうこと自体にも問題があるから、そういう点をひとつ十分考へてもらひたい。

それじゃ次に進みますが、今度の二つの法律案の改正は、恩給法に準じたものが多いとはとんだと思ひます。しかし、それは恩給法で、各同僚議員からも論議されたから、同じことに入らと思ひますが、一番大事な、先ほど言ひましたスライド制について、共済組合と恩給と若干考へ方が変わつてくるかと思ひますが、共済組合にもスライド制の条文を入れたのですが、この入れたる過程、これは恩給法が入つたからこれは入れたといふことじゃないと思ひます。もしそういうことをいへば重大な問題です。共済組合において

このスライド制の条文を入れたといふその考へ方の根柢はどこにあるのですか。

○政府委員(武藤謙二郎君) これは朝からお話でございしましたように、物価が上がる、賃金が上がるというところで、年金の受給者が年金を据え置かれてゐるというところで、非常に困る。それをいままではときどき救済をするという措置をやつておりましたけれども、こういう規定を入れまして、これからなるべくそういうものは改正に努力していく。いままではより一歩前進しようとするという考へで規定を入れたわけでございます。

○山本伊三郎君 恩給法における第二条ノ二、まあいまのスライド制という表現をしておきます、長いことばは使ひませんから。しかし、共済組合法におけるスライド制の問題とは、これは本質的に異なつてくる問題があるのです。恩給法の場合、幾らこれからスライドをして上げて、その財源は政府がすべて負担するといふことです。ところが、共済組合の場合は平準保険料方式をとつてゐる以上は、掛金率にやはり影響してくると思ひます。そこでもしこのスライド制を実現する場合に、それによつてくる財源というものは、恩給法と同様に政府がその整理資源に持つといふ考へ方に立つてこれは入れたかどうかの点一つ。

○説明員(辻敏一君) 今度御審議をいたしてあります法律案で、いわゆる調整規定は三つあるわけでございます。一つは旧令措置法の中にある規定でございますが、これは旧令年金、御承知のように、旧陸海軍なり、旧外地の職員に対するものでございまして、これは法律上恩給と同様に國の責任において支給するといふことになつておるわけでございます。

それから第二は施行法の改正でございまして、これがいわゆる旧法年金の分でございします。旧法年金は、御承知のように、保険費理に基づいた年金制度の年金でございまして、恩給に代替する、雇用人につきまして恩給にかわつて措置するものであるといふ觀念でございしますので、やはり恩給と同様、その費用についても國が持つ

といふことに相なつておるわけでございます。

それから新法年金につきましては、御指摘のございましたように、旧令とか、旧法年金と違ひまして、社会保険といふことで買かれておるわけでございます。したがつて、その辺調整規定の考へ方をどうするかという問題があるところでございしますけれども、恩給と全く無関係のものではないと思ひます。同じやうな退職公務員の処遇という面では共通の面がございまして、それから新制度発足後日も浅い関係もございまして、現在やめられる方々の大部分については恩給公務員期間が大部分を占められておる。そういうやうな関係もございしますので、恩給とバランスをとりまして、表現その他についても同様の表現で調整規定を規定していくことにいたしましたのであります。

○山本伊三郎君 いま言われた恩給に準ずる措置としてやられた旧令による共済組合その他については、これは政府がその財源を持たなくちゃならぬ。今回の改正案もそうであるが、將來も、かりにこれがスライド制が實現してやられても、これは政府が整理資源を出すといふことは、これは當然だと思ひます。私の言つてゐるのは、きよりの法律に關係のある公共企業体職員等共済組合並びに國家公務員共済組合において今後スライド制をするといふ条文を入れたのですから、それに対する措置、いわゆる更新組合員でなく、更新組合員も入りませうけれども、この法律施行前のやつは政府が持つといふことは、これは現在の法律もそのとおりですが、それ以後の場合はこれは問題になつてくると思ひますがね。それについて措置をどうするかといふことです。

○説明員(辻敏一君) 新制度の新法期間分の年金額のベースアップの費用をどうするかという問題は、非常に大きな問題でございまして、將來の保険料でございしますとか、あるいは同組合員の負担能力でございしますとか、あるいは同の財政力等その他、ほかの公的年金制度とのバランスを考へまして、慎重に検討すべき問題であらうかと考へておるのでございます。しかしながら、御承知のよう

に、公的年金制度の根幹をなします厚生年金におきましては、既裁定年金の改定に要する費用は、従来から三者負担ということで賄われている関係もございします。また、社会保険は相互救済を目的とする制度でございまして、その費用を社会連帯の責任で処理するという考え方に立っておるのでございしますけれども、この場合に横の連帯性のはかに縦の連帯性も申しますか、過去の組合員の負担を現在の組合員が一部負担する。あるいは現在の組合員の負担を将来の組合員が負担するというような考え方もあり得るところでございまして、この辺どうするか、今後の問題でございしますけれども、現在までのところは、前回の年金額の改定のときにいたしましたように、厚生年金の例にならひまして、新法期間につきましては三者負担でやっていくのが適正ではなからうか。このように考えておるわけでございます。

○山本伊三郎君 旧法の期間の場合は、これは論ずるまでもなく政府の負担というところは、これは法律上もまた実際問題もこれは問題がないのです。問題はいま言われましたね、三者構成の負担でいくと言われますが、私はそこに大きな問題があると思うのです。御存じのようにです、スライド制をするというのは、この条文にあるように、物価の事情その他の事情によって、給与も入ってありますけれども、そういう事情によっていまいゆる引き上げるといふことですね。もう年金が、そのやめた当時にける年金額というものは、それが相当に価値があつたんですね。ところが、物価とかその他の変動によって、実はその価値が半減した。これは自動的に相対的に価値がなくなる。金額としては二十万円は二十万円として変わりないのだけれども、物価その他が上がつたので、その二十万円の価値が薄くなったということですね。そういうことからスライドアップするということですが、これは実際の現実の問題ですね。その場合、いま三者構成で過去の既裁定ですでに年金をもらつておつた。それを引き上げるために、現在おる人の掛け金を上げて、それを上げるというなら

ば、これは問題ないです。これはもう、まあ政府が補助金を出すということとは、これは社会保険としては当然ですから。いまおる人の負担で既裁定の方の年金を上げるというなら、別に政府が恩に着せてやることはない。問題はその資源をどうするかということが一つ大きい重要問題です。まあこれからまた年金哲学ではないけれども、もつたときの価値、それからその人が過去何十年か納めたいわゆる掛け金の価値というものは、

【委員長退席 理事八田一朗君着席】

その当時の物価なり社会事情によって拠出したその価値に相当するものを掛け金しておるわけですね。したがって、その後、この価値が低下したというところは、本人の責任じゃない。本人がそのときの、たとえば毎月五百円納めるということは、その当時の価値のある、給与と比較しても、物価と比較しても、同じような価値のものをかけておる。したがって、下がつたのは本人の責任で下がつたのではない。本人の責任でないけれども、それをいま現在おる組合員の責任に転嫁をして、政府は補助金を若干出すけれども、大半は掛け金でこれを処理しようというところに私はあやまちがあるのじゃないかと思う。わかりましたか。というの、その年の国民総生産に寄与した総体の額に對する何千、何万分の一かしないけれども、それに相當する掛け金をしておる。それが今後国民生産が非常にふえてまた物価が上がつてそれが変わったからといって、私はその当時納めた掛け金の価値というものは下がつておらない、実質価値は下がつておらない。それなのに、その年金のいわゆるこの額が、価値が下がつたからといってそれをいまの組合員に出せということとは、それは無理だ。私はその責任は政府が持つべきだと見るのです。スライドアップするものについては、私はそういう考えを持っておるのですが、その点についてはどうですか。

○政府委員(武蔵謙二郎君) 先生御指摘された問題非常にむずかしい問題でございまして、まず最初のほうの、すでに貨幣価値の高い時分に自分で

積み立てたのだから、それに見合うものをもらうのが当然だと、それがまず最初にあるわけですね。そのところにつきましては、御承知のように、今度こういう調整規定ということをお考へおるわけでございますが、問題は次の次にその財源をどうして捻出するかということでございます。これは非常にむずかしい問題でございしますし、さらにいま先生非常に論理的に明快に切り切つてされたのですが、もう一つ、たとえば貨幣価値の変動のほかに、給与改定で実質的に上がるという面もございします。そうしますと、そういう点について

は、厳密にいいますと、給与改定で高いのを積んだ期間は短くて、そしてあとずっとそれをベースにしてもらう。極端な例としてある段階でもつて給与改定がびしやりと仮定の問題としてとまつたところ、こういたしますと、そのときにやめた人は得をする。いろんなむずかしい問題があるところでございます。いろいろなむずかしい問題があるところでございます。と申しますのは、わずかな期間だけ給与改定に見合う掛け金をして、あとずっとそれでもらうていく、こまかいことを言いますといういろいろあると思います。それから後は先生お話しになるだらうと思ひますけれども、これはいろんなところで非常に難問でして、いろいろ検討しておりますが、しかし、これでいいんだというすっぱりした結論は出ません。一番簡単なのは先生がちょっと言つておられるように、そういうものは財政が負担したらどうかということをやつと、また財政のほうには財政のほうで、そういう状況のもとでいろんな問題が出ますので、それを簡単に財政で負担することはできないというのが現実の問題だと思ひます。そこで、またもう一つ考えなければいけません。共済制度として現在の職員のめんどろを将来の職員が見るといふ面が多少あつてもいいのじゃないか、そういう問題もありまして、これは議論したと非常に切がない問題でございますし、ずいぶん長い期間かけてその問題を議論したところでもなかなかすっぱりと明快な答えが出ていない問題でございしますので、しか

し、先生御指摘されたように、これは放置はできない問題でございします。今後ともさらに慎重に検討して、いろんな制度に波及する問題でございします。多くの人がなるほどやむを得ない、この辺がいいだらうという答えを出すよりしかたがないのじゃないか、そう思つております。

○山本伊三郎君 とういう深い議論をしておつても、それは果てしない。またやるところでやらないと思うのだが、私はこの年金関係の問題では、国会の論議は法律の文面だけで上走りしておると思つてゐるのです。深く掘り下けておらぬと。非常に、ごまかされておるといふわけではないが、非常に問題がある。で、いま言われたこの平準保険料方式、積み立て方式でなければまた別の問題があると思ふのです。本人がこれだけ納めていけば将来自分にはなくなつて遺族にやつてもそれだけで生活でき得るという保障のもとにあの掛け金を割り出しておるのです。積み立て方式だから。それがやめてから物価の変動で、そういう約束で掛け金かけたやつが下がつてくるということとは、私はこれは年金制度としては全く不合理である。したがって、当然貨幣価値が下がつたということの分だけ、あれは実質生活程度上がったんだから、給与はあれは区分があるからということとは別にしまして、別にしますが、それを何%か除いてもやはりそれだけの権利は私はあると思う。それが今日全然失われておるのです。恩給制度のときに私言つたように、これは政府から出す金であるから、少々文句あつてもしかたがないという論議は成り立つけれども、今度は毎月これだけ納めた自分の遺族が保障されるという形で掛け金しておるのに、いわゆる物価が上がつて生活費が上がつたためにその価値がなくなつたというの、一体だれの責任であるか。もしそういうことを論じないならば、積み立て方式でなしに財政方式ですね、物価方式でやるべきでないか。各国も大体物価方式に変わつてきております。これは當然十年、二十年じゃない、四十年、五十年、百年の先の問題を論じてこれをつくつてゐるのですから、無理

○説明員(辻敬二君) 共済組合審議会においても、すでに再三御議論をいただいておるのでございます。

ばしいことですが、その内容たるや全くその場限りの法律だと私は思つておるのです。だから、政府として、もう少し真剣に、これはどが担当するのかわからぬが、やはり厚生省ぐらゐになると思ふ。

たあなたしかられるだろうし、そういうことでなかなかあなたは言えないと思うのですよ。こういう政策上の問題について、これはもう事務的に答弁されたって、幾ら言われても私は根も尽きてし

がなければ千分の四十七ということぐらになる
と思います。これは平均余命が長くなったとい
うデータはどうしてとられたのですか、国家公務
員の場合です。

○説明員(飯森実君) では、電電公社の共済組合の財源率を再計算した場合の死亡者余命が伸びたことはどうしてかという御質問でございますが、第十回の生命表と私のほうの昭和三十六年から三十八年までの共済組合の実績でこれを補正いたしましたのでございます。

○山本伊三郎君 補正はどのような補正をせられたのですか。口で簡単にいいです、わかっているのですから。

〔理事八田一朗君退席、委員長着席〕

○説明員(飯森実君) 第十回生命表の男子の死亡率に對しまして、私どもの三十六年—三十八年までの三年間の実績死亡率を比較検討いたしましたところ、国民生命表に對し実績は大體二〇%減となっておりまして、国民生命表を二〇%減じたものを財源率の計算に使いましたわけであります。

○山本伊三郎君 大蔵省の管轄の国家公務員については……

○説明員(辻敏一君) 国家公務員の場合には、三十九年度の再計算の際に退職年金者の消滅率をどう見たかということについて申し上げます、第十回生命表の男子の死亡率によりまして予定死亡数と実績死亡数の比率を勘案いたしました、第十回生命表男子死亡率の八五%という数値を用いております。なお、第十回生命表の男子の死亡率に於いて、三十五年度におきましては、百二十四人予定死亡があるところを実績は九十一人である。三十六年は百九十八人あるところが百七十六人である。三十七年度は二百九十六人である。ところが二百七十人である。この三カ年を平均いたしました、八四・三%という数字になります。また、三十五、三十六、三十七全部トータルいたしますと、六百十九人の予定死亡に對しまして、五百三十七人の実績死亡でございますので、この比率が八六・七%になります。この両者の比率を勘案いたしまして、八五%という数値をとったのでございます。

○山本伊三郎君 これで相当論議をしたいんですがね、国對の通知がきましたから、残念ですがね、国会としては重要な問題をやるんだから、あとまた来ますけれどもね、これだけの結論を出しておきますがね。いろいろ私も検討した。国家公務員は一般国民よりも一割五分、実は平均して死亡率が少くない、電電公社は二割死亡率が少くない、こういう数字をやっておられる。これはもうとられた統計資料を見なければならぬのですが、私は論理上、そういう実績と言われても、とらえた実績というものは、いわゆる国勢調査による生命表から見れば、対象者はほんのわずかなです。したがって、それを基礎として、一般の国民よりも一割五分だけ国家公務員の場合は死亡率が少くないという認定をしておる。私はそれに対して相当異議がある。しかも、その一割五分死亡率が少くないということは、年金に大きく財源率に影響すると思うんですね。したがって、そのとらえた方法を全部とらなさいいけない。統計数字というものは相当正確であるけれども、対象が問題なんです。こういうわれわれ矛盾——口で言っておきます、もうあとの時間迫られておりますから。厚生年金も八五%として、いわゆる厚生年金も一般国民よりも一割五分死亡率が少くない、平均余命は二年ほど長いんだと、こういう大體基礎に立つて保険料をきめておる。国家公務員一割五分、電電公社の場合には二割、こういうことの推定でやっておるのです。現在厚生年金を含め、共済組合を含めた対象者は約二千万だといわれております。そうすると、厚生年金の対象者も合わせますと、厚生年金を含めて約二千万、国民年金対象者は、これが二千万。そうすると、国民年金以外の方々は、一律に一割五分死亡率が少くないという数字でこの保険料を計算しておる。ところが一方、半數を占める国民年金のほうは生命表に基づいて平均余命、死亡率いずれも計算して保険料を出しておるのです。その場合ですね、しからば——それ以外にないんですよ、対象者はない。日本の国民は全部——年金に係するの全部、オール含めて四千万余りですね。

そうすると、国民年金の場合は生命表そのまゝの寿命である、平均余命である、ところが、その半數を占めるところは一割五分長く生きておるんだという、一割五分早く死ぬところの者は一体どこに入っておるのかというふうな疑問が起るのです。論理的に言って、一体それはどういふことになるんですか。国民年金のほうが一割五分早く死ぬんだという統計数字を出しておるんならわかると。こちらのほうは一割五分だけ長生きすると、長生きするところのものがあれば、早く死ななければ全体の生命表と合致するんでね。そういうことがわれわれとしてはどうしても理解に苦しますか、ぼくの言っていること。黒板持ってきてもらって、黒板に書けば皆さんよくわかるのです。全体がかりに七十歳まで生きると、ところが、共済組合関係や厚生年金のほうは七十二歳まで生きると、こう言います。一方のほうは七十歳までという、あとの二年間早く死ぬ人はどこにおるのかということがわからないのです。ぼくらは、したがって、われわれ悪く考えると、国民年金の場合は、これは文句はつけられないから生命表でいくと、いわゆる有利な——これも有利と言えは有利と言え、早く死ぬんだから、七十歳まで生きると計算すると、片一方のほうは、こういう実績がありまして、片一方のほうは五分長生きするよう計算していくと、どちらにもいいような形で保険料を高く取るような形にしておるんじゃないかという私の疑いが出てくるのです。こういう点が、これはあなたのほうは厚生年金知らない、国民年金知らないから、どうなっているかわからぬというところは言えるけれども、われわれ国会の立法院としては、国民年金も扱っている、厚生年金も扱っている、各種共済組合の年金も扱っている。もう全体を見ると合わないのです。こういうものを、私がずっと数字を黒板に示して書けば、皆さん御理解いくのだから、もう呼びに来ましたから言えませんが、結論だけ言うと、そういう一つの矛盾をどこで合理的

に説明するかということ、ちょっと教えてほしいのです。

○説明員(辻敏一君) 先ほどおっしゃいましたように、国民年金、厚生年金につきましては、直接所管しておりませんので、十分事情を承知しておりません。私どものほうにつきましては、先ほど申し上げましたように、三十五年度、三十六年度、三十七年度の実績死亡率を勘案して数値を出したわけでございます。ただ、たいへん推測になりまして申し上げておきませんけれども、第十回の生命表は昭和三十年のデータが基礎になっておることを承知しておりますので、こちらは三十五、三十六、三十七のよう最近のデータをとっております関係上、若干そこに死亡率の低下その他の要因があるのじゃないかということも考えられるのではないかと思います。

○山本伊三郎君 それも検討したのだ。しかし、第十回生命表——第十一回は昭和三十五年、第十二回は、四十年の国勢調査が出ておらない。第十一回も出ておらない。第十一回のほうは、あなたが言われることになれば、要するに死亡率は、あなたの説からいって、国家公務員だけの範囲だとするけれども、それならば平均余命は長くなっているという推論がどこで出るか。これは厚生省の、あれは何かという博士ですかね、三十五年——三十九年までは平均余命も平均寿命もずっと上がっているが、平均余命も六十歳からすると、三十五年ごろからはこれはずっと横ばいになる——これは生命表が非常に出てきて、これは諸外国も同様な状態です。したがって、あなたが第十一回生命表が、平均余命が伸びているという推定ですが、これも私ははっきり言えないと思う、もし正確を期するならば、そういう傾向があるかどうかは、私は知らないけれども、あなたの説明だけでは私は聞けないね。

○政府委員(武藤謙二郎君) 先生の算術の問題ですが、算術はわかったのですけれども、私どもの担当じゃないところで、これは私のほうでかえって想像で御答弁いたしましたけれども、どうも先生のは

うがよく勉強しておられるようでありますので、
実際どうなっているかというのを調べた上で答
弁させていただきます。と思います。

○山本伊三郎君 これはほくはね、各三公社の方
も来てもらって、ここで私はそんなことかとい
うのはせいぜい聞いておきます。これは単に
政府を責めるのじゃなくて、こういう年金制度の
財源というものは、これを税金です、相当高
い税金です。これはあまいな計数でやられる
ということ、非常に、保険数理の問題です、
やつかいですが、国民の方は知らない。した
がつて少なくとも参議院という場であれば、こ
ういうことも若干論じていいじゃないかとい
うことでやっています。したがって、保険料は幾
らにきめた、ああ高い、安いと論ずるのは、や
りまじめに考えれば、なぜこれだけ要るのだとい
うことを明らかにしておかなければならぬ。そ
うでこれは生命保険も一緒ですが、平均余命、こ
れが一応大きな重要な要素になっておられます。
一年伸びても相当大きい費用が要りますから。そ
ういうものをあまいな形で基礎をたてて保険料
をきめるということは、私は不当な課税である、保
険料であるということからやっています。すね
したがって、この点は主計局長が言われたよう
に、ここで論じたってこれはなかなかむずかしい
問題だ。一べん政府内部で十分検討してもらいた
い。で、つけ加えて言っておきますがね、厚生年
金の場合は、女子の場合は特殊な扱いをしておる
んです。これは平均余命も違ひ、また日本の実
情から違ひ。ところが、共済組合の場合は、女子
職員に対しては全然特別な措置をしておらない
です。これも私は共済組合の一つの欠陥だと思
う。先ほど言ったスライド制の問題と同様に。女
子職員、一体国家公務員の場合、三公社の場合、
勤続年数、いわゆる被保険者、組合員期間が一体
どういう状態になっていますか。そういうデータ
とっていますか、女子職員についてののみ。

○説明員(辻敏一君) 初めに女子の教でございま
すけれども、連合会の場合には、一般の組合員に
つきまして男子が三十五万五千二百三十一人に
対して、女子が一万四千二百二十七人でござい
まして、女子の割合が二二・七％程度でございま
す。

○山本伊三郎君 それは二十年のLT期間です
ね。LTというものは使ってもわかりませんが、
組合員期間で、二十年でどれだけ残りますか、女
子で。

○説明員(辻敏一君) 二十年の残存数は、連合会
の一般の場合に四十四・二人でございまして、男
子別の残存数につきましては、十分詰めた数字を
持っておりませんが、一応の推定でまいりますと、
女子の場合が二十五・七という数字になっており
ます。

○山本伊三郎君 それは正確にとったんですか、
女子の場合。

○説明員(辻敏一君) 調整のやり方その他につ
いては若干御議論があるところだと思っております。
一応の試算であるということで申し上げます。

○山本伊三郎君 そこで、その数字を見ただ
けで、男子の場合は二十年の最短期間ですから四
五％と。百人に対して、まあ十単位であります
けれども、わかりやすく言うといつて四五％
程度が年金がつくという資格があると、その統計
数字からね。あとの半分は年金がつかない。
女子の場合は、同じ条件でいくと結局百人のうち
二十二、三人しか年金をもらえないというこ
とになるんです。その差別があるんです。だ
から厚生年金では三十五歳以上入った女子につ
いては十五年で年金がつくという特別措置をと
っている。それから保険料も低い、こういう措置を
とっておるんだが、公務員関係、いや共済関係は
すべて同じようにしてあるんです。これも私は
考えるべき一つの大きな要素だと思えます。そ
うして現在やめた場合の選択権、通算退職年金制度
があるから、一時金は凍結することになってお
るけれども、女子の場合は若干認めて四十五年ま
でですか、認めるといふことになっておるらしい
んですが、当然私はこの問題もあわせて考えなく
ちゃならぬと思ふんです。したがって、言いかえ

れば女子の場合はこういうありがたい年金制度を
持つておるけれども、実際に年金をもらえる者は
二期前後だといふこととかならないんです。男
子の場合でも五割です。そういう私は実態上出て
くるやつをずさんにも男子と同じような形で制度
をきめることは、この制度としては一つの大きい
欠陥である、私はそう思っております。これが
一つについてどうですか。

○説明員(辻敏一君) この問題なかなかむずかし
い問題でございまして、お示しのように、女子が
男子に比較して早く退職する者が多いことは事実
でございまして。しかし、現在の給与制度におきま
しては、女子公務員と男子公務員と何ら差がない
ということもございまして、かりに女子につきま
して独自の財源率を適用したといたしますなら
ば、当然男子組合員の財源率が上がるといふよう
な問題もございまして。国家公務員共済組合の
問題でございまして、ほかの共済制度全般の
問題でございまして。慎重に検討する必要がある
といふように考えております。

○山本伊三郎君 給与がまあ性別で差別してない
ないといふことは、これはもう一応いいんだが、
それを基礎に置いて年金制度が不公平にできてお
るということですよ。女子の場合はですね、よけ
い出して男子が低いというなら別のことですが、
それと、これはわかっておると思いますが、一時
金で、二十年未満でやめた場合、一時金もらった
場合は、本人の掛けた掛け金に複利で、五分五厘
で計算して出すという程度しかないのです。し
たがって、年金をもらって初めて政府の補助金な
りあるいは事業主の負担金といふものが乗ってき
て年金の価値が出てくるのです。したがって、
二十年まで何人残るかといふことが実は年金制度
の大きい問題でございまして。そういうことから、私は、
給与の問題はそういうものじゃない。統計上出て
くるその数字が年金制度の基礎としてなってお
るべきである。保険料だけ下げると言っておらな
い。男子が二十年で年金がつくなら、十五年とい

うことで短縮すべきである。現に警察官やせし
や。警察官、あの法律できるときにも、警察官は
平均して早く退職するから十五年にしますとい
うことを言っておるのです。恩給制度のときに
は、一般文官は十七年、警察官、監獄の職員は十
二年という五年の差があったけれども、恩給制度
変わったから、前の五年の格差をそのまま共済組
合年金制度に認めたのかといつて、あのときは佐
藤さんが大蔵大臣のときだと思ひますけれども、
そのときはそうではありませんか、あのデータか
ら見て、警察官が早くやめるから、したがって
わゆる十五年にいたしましたという答弁なん
です。そうすると、女子も同じような立場にお
るのです。女子も。それがどうも答弁が食い違
つておるのです。いままでずっと私は隠されて
いることは、三日間かかってでも聞きなさい
が、三日かればもう国会終わります。それは言
っておられない。そういう矛盾だらけのものを
出してわれわれ議論されることは、われわれとし
てですね、これは制度の根本的な問題だから、給
与課長責めるわけじゃないが、政府でもっと深く
検討して、やはりこういう制度をつくるべきであ
る。制度としてはいいんです。制度は私は悪い
と言っておらない。制度はいいのだけれども、そ
の組み立てが私は矛盾がある。そういう点につ
いてこれを私は改正すべきだと思ふのです。こ
の点について、大臣はいないから言ってもいい失
礼なことばだけれども。

○政府委員(武蔵野二君) おっしゃるとおり、
非常に基本的な問題です。私も、しかしこ
れはまた非常に理論的な問題でもあります。で、
よく今後とも検討したいと思ひます。

○委員(熊谷太三郎君) 速記をとめて。

○委員(熊谷太三郎君) 速記をとめて。

○委員(熊谷太三郎君) 速記をとめて。

○委員(熊谷太三郎君) 速記をとめて。

○委員(熊谷太三郎君) 速記をとめて。

○委員(熊谷太三郎君) 速記をとめて。

○委員(熊谷太三郎君) 速記をとめて。

○委員(熊谷太三郎君) 速記をとめて。

が、この恩給法はしろうとに非常に難解で、非常にわかりにくいのです。私も地方に参りまして、恩給申請、その他恩給の手続のことについて非常に尋ねられ、また申請しても一年も一年半もかかる。これは結局恩給法が非常に難解であるからです。その原因は条文にもあると思いますが、内容をよく検討してみると、恩給法の本体を附則で何回となくこれは改正されておるのです。また、すでに廃止されたと思われる条文が通用されたりして、まことにわかりにくい点が多い。この点については、本委員会においても何回か指摘されたと思いますが、政府は、最も恩給法の理解しやすい、また理解しやすくするための法律の一元化というふうな点について努力するという御答弁が何回もあつたと思いますが、そういう点について、どういふふうに具体的に研究されたか、局長にちやうとお尋ねいたします。長官がおられるといへん都合いいんですが。

○政府委員(矢倉一郎君) 鬼木先生の御指摘になりましたように、恩給法が非常に難解であるという点については、たびたび御指摘を受けておるわけでございます。私も実は恩給局長を拝命しまして一年でございますが、恩給法をながめましたときに、われわれこれを専門的に運用する立場におきまして、確かにかなり困難があるというふうにも私も感じておるわけでございます。ただ、先生にちやうと御了承を得ておきたいと存じますのは、御承知のように、恩給というものは年金制度の一種でございますが、年金制度は全体的にやはりある程度問題を含んだ規定の立て方になっておるわけでございますが、これは特に恩給の立場で申し上げますと、大正十二年にこの恩給法が制定されました今日まで実は幾度となく改正されてきておるわけでございます。そうしますと、改正されることによつてそのつど既得権の保障ということが出てまいるわけでございますが、そういういたしますと、本則の条文の上からは姿を消すわけでございますけれども、結局附則で改正前の規定も生きていゝという措置をとらざるを得なくなるわけでございます。

ざいます。しかも、こういう措置が改正のつど積み重ねられまして、非常に膨大な法体系となつて今日に至つておるわけでございます。しかし、これは考えますと、法令は本質的にその適用を受ける方々にわかつていただかなければなりませんし、その意味においてわかりやすくしていくということは、当然私たちの責務ではなからうかと考えるわけでございます。その意味において技術的な制約はございませうけれども、できる範囲の中で、たびたび御指摘いただいておりますので、私たちはこの法改正のときにもその問題を実は取り上げて検討いたすわけでございますが、何しろ非常に多年にわたつて積み上げられておりますために、この改定が簡単にまいらず、私たちも苦慮しておるのが現状でございますが、今後さらにそういう点について、御指摘の点も、法改正のたび、あるいはこれからの法改正に際しまして、そういう点に十分考慮を加えてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○鬼木勝利君 そこでお尋ねしたいのですが、先ほどから申しますように、恩給の申請というふうな点について、私はたびたびそういうことについて、行政管理局あたりに相当件数これが持ち込まれておるというふうなデータが出ておる。申請をして決定するまでに一年あるいは二年、相当時日がかつておるということですね。それはあなた方が非常に慎重に審議されるのはけっこうだと思ひますが、その申請をする手続、これは簡単にだれでもできない。ことに軍人恩給なんかは厚生省のほうの援護課を経てあなたのほうにいく。普通恩給のほうは直接あなたのほうにいくことになつておると思ひますが、そういう点も私は多少あるのじゃないかと思ひますが、恩給局のほうで整理にそれだけ手間どるといふことは、どういふところにそういう事務が滞滞するのですか。人が足らぬのですか、怠慢であるのか、そういう点をひとつ局長。

○政府委員(矢倉一郎君) 先生の御指摘のいわけに一年あるいは一年半も要するという案件は確かにございます。これは実は通常いわける裁定に要する期間としてはもつと早いわけでございます。大体一カ月から二カ月ぐらいのところではは裁定が終り得るわけでございますが、御承知のように、軍人恩給についてはその方々のそれぞれの旧来の御経歴なり、あるいは特に問題として御指摘にいたさしますのは、いわゆる傷病恩給であらうかと存じます。傷病恩給についてはそれぞれの傷病についていろいろな原因がどういふふうなことになるかという調査もございまして、それらの点が都道府県なり、厚生省の援護局を通じて上がつてまいりますので、その段階でもかなりの期間を要しますが、われわれ恩給局に参りましてからの処理は比較的早いかと存じます。ただいわける傷病恩給等についてはそれぞれいわける相当因果關係の判断の問題に時間を若干要するといふ点があるわけでございます。以上のような点で、私たちのほうではできるだけ受給者の立場もございまして、恩給の事務処理については努力をいたしておるわけでございますが、ただいま先生御指摘のようない受給者の側から見れば、どこでどういふふうなひっかかるかは別として、やはり一年、一年半かかるというところはそれだけ影響も重大でございます。したがつて、私たちは、これらの事務の進捗には常々配慮を加えておるわけでございます。

○鬼木勝利君 結局、あなたのお話を聞くと、特別の場合だということになると思ひますが、いづれにしても、私がそういう相談を受けても、なかなか簡単に的確にこれはこういふわけだといふことがわかりにくいというのには、先ほどから言つておるように、やはり恩給法が非常に難解である。そこで先ほどお尋ねしたのは、最も恩給法がわかりやすいような、何か恩給法を勉強する最も簡略な方法があるかどうか。先ほどからお尋ねしていただくと、恩給局長もまだ就任して一年くらいで、私もなかなかこれは難解であるといふことは認めております。職にあるあなたの方でさそもそういうおことばであるから、ましてしろうとはなかなかこれは簡単にわかりにくい。そこで先ほどからおつしやつておつた恩給法の大正十二年の法律第四十八号ですか、あるいは昭和二十八年の百五十五号、そういう恩給法を最も簡明にわかりやすい方法でですね。そういうことを研究されたかどうか。何かあなたに方もそういう点を研究されて、最も恩給法をみんなによく知らしめるといふことが私は大事なことだと思ひます。まあ意地の悪いことをお尋ねするようだけれども、結局私はそういう理解のできないような膨大な恩給法をそのままにして、たびたび指摘されておるながら研究しない。大衆の便宜をはからない。そういうようなところに、少しも進歩していない。大衆のため、民衆のために何とかして恩給法を理解させる方法という考えを何回もこれは指摘を受けておるのだから、どういふ研究、どういふ考えをされておるかというところをお尋ねしたいのだ。

○政府委員(矢倉一郎君) 恩給法につきましては、先生の御指摘のように、また私も申し上げましたように、かなり難解なものでございますので、そこでまあ部内のいろいろな資料の調査はもちろんでございますが、外への刊行物として恩給という雑誌ができておりますが、そういうものをできるだけ一般の方々にもお説きいただく、また、私たちのほうでそれぞれいふ方面の専門家に、一つの恩給の手引き的なものを用意する等、実はそういうことについては現行法の法体系をどういふふうにして理解していただくかという点について、そのそれなりの努力はいたしておるわけでございますが、先生から御指摘をいただきましたように、恩給法そのものの実は制度の簡易化という点がやはり基本的な課題にならうかと存じます。これらにつきましてはさらに今後の研究を待ちまして、できるだけ早い時期に御指摘のようないないようにつとめてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○鬼木勝利君 最も簡素化にですね。そしてだれにでもわかりやすいようなもの、あなたのおつ

しゃつたような手引きみたようなものを早速にひとつつくっていただきたい。このように重ねて要望いたしておきます。と同時に、いまあなたのおっしゃる通りに、関係条文を整備していただく。これがあなたのおっしゃる通りに先決であらうと思ふ。これは長官がおられると長官にも私はつきりと確約をいただきたいのでありますけれども。

次に、恩給局長に私一言これは御注意申し上げたいのですが、先日本委員会、伊藤委員の質疑の中で傷病恩給に対する御質疑があった。ところが、その問題については恩給局長が、あなたが、その問題については百五十五号で処理しております、こゝろに答弁された。これは伊藤委員などはよく御承知で、それでけつこつだけけれども、私はこゝで聞いておつて、百五十五号で処理しておりますとこゝろ言われて、それは昭和二十八年の法律百五十五号で、私はそれで恩給法を見たのです。百五十五号で処理しております、百五十五号の附則の第何条でやつたのか、どういふふうで処理したのか、すこぶるこれはあいまいである。そういう答弁をされたんでは全くわれわれは理解ができない。もう少し政府委員として、恩給局長であれば丁寧に私はわかりやすく説明すべきであると思ふ。そういう点について局長の見解を承りたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに先生御指摘いただきました点でございますが、一応法の根拠を明確にするという点におきまして、傷病恩給は一応軍人恩給復活に伴う法的措置として、それぞれの必要な対策が講じられ、また、それによって現在まで実施をいたしてきておりますので、そのようなお答えを申し上げたわけでございますが、いわゆる旧軍人につきまして、第七項の増加恩給及び傷病年金につきましては、この百五十五号の附則第二十二条によって措置をいたしておるわけでございます。

○鬼木勝利君 それを私は言っているんです。第二十二条だとおっしゃればよくわかるけれども、

法律百五十五号で処理しておりますと、そういう簡単な答弁でなく、もう少しわかりやすく、理解しやすいように答弁をしてもらいたい。こういうことです。まああなたはいまの答弁で私は了承しますが。

それからよくこの恩給法の中で、「従前ノ規定ニ依ル」という規定を引用して、いろいろな問題を処理してあるようでございますが、こゝろが非常に恩給法の難解な理解しにくいところですが、大体まあ私はわかつておるんだが、これを確かめたいと思ふのですが、これはどういふことを意味しておるんですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 恩給法の附則で、「従前の例による」といふような規定は、あちこちにでてまいるわけでございますが、これは法律を改正したときに、特定のケースにつきましては法律の改正後も、いわゆる改正前の規定、つまり法律の上では一応これはなくなるのでございまして、この規定をいままでどおり適用していくという場合に、技術的に用いられる表現形式でございます。これは恩給その他の年金関係の法令では、権利が発生したときに、そのときの法令の規定によつて、その内容が定められるという、また、既得権の保障という観点からよく用いられる規定のしかたであるわけでございます。

そこで例を一つ申し上げてみたいと思ひますが、たとへば昭和二十八年の恩給法改正におきましては、普通恩給の最短期間が大体十五年でございまして、この十五年から十七年に延長されたわけでございまして、この際改正前に退職された公務員につきましては、既得権尊重の趣旨から、従前の規定によるということが必要だということになりまして、このような場合に従前の例によるというふうな規定のされ方をしております。○鬼木勝利君 大体これは既得権の場合で、「従前の例による」といふような意味のものであらうと、これは大体想像はついておりましたけれども、非常に各所にこれが多いわけですね、「従前の例による」といふのが、こゝろを私はもう

少し整理して、もっと簡明に、附則か何かではつきりやつた方がいいじゃないかというふうな考えを私は持っているわけでありまして。

その次にお尋ねしたいのは、恩給受給者で、現在、生活保護法による生活費を支給されている者より低い額の受給者は、現在どのくらいおられるか。

○政府委員(矢倉一郎君) いわゆる恩給受給者でこゝろ生活保護よりも低いという人が事実あります。これは恩給のいわゆる制度のたて方が在職年と俸給との関係の組み合わせでできておるためでございますが、それは在職年の短期間の方々についてはそのような点から年額が低いというこゝろになってまいるわけでございます。

そこで、今回、いわゆる長期在職者につきまして六万と三万のいわゆる一つの保証額を考へようとしたわけでありまして、御承知のように、生活保護の五級地がほぼ六万四程度ではなからうかと存じますが、したがつて、その程度の境界の人たちが今回の予算措置の中では四万六百件を見込んでおるわけでございます。

○鬼木勝利君 そこで、恩給受給者は、これは申し上げるまでもないことだが、在職中に国庫納金をしておるわけですね。これは申し上げるまでもなく、百分の二ですか、ずつ国庫納金をしておる。生活保護法の適用者よりも支給金が少ない。これは、私はまことに不合理だと思ふ。かつて国庫に納金をしておりながら、しかも、生活保護による保護法の適用を受けておる者よりも少ない。これは性質が違ふんだと、いまのあなたの御説明の通りに、社会保障制度による年金である――私は、まあこの生活保護費も、これはもつと上げてもらいたい。社会保障というものは、特に佐藤さんは、社会福祉といふことに対しては内閣の表看板だといふことを言つておるわけでありまして、社会保障制度は、これは徹底的にやつてもらいたい。だがしかし、国庫納金をして、在職中まじめに一生懸命働いた方々が、老後働くことができないようになつた。それに社会保障による生活費よりも下

回る額をもらつておる。支給されておる。こゝろこゝろに対しては、私はどうしても納得がいけない。極端に言つたならば、国は国庫納金をさせて、その金をただ取りしたようなやつだ。極言すれば、そのように私は言われると思ふ。この問題に対しては、長官がおられれば長官に私はつきり申し上げたいのですが、長官がいらっしゃらないので、局長の見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) 先生の御指摘のように、いわゆる、国庫納金制度といふのがかつてございまして、いわゆる、文官については百分の二、それから軍人の将校、下士官については百分の一、兵の方々については国庫納金がないという制度で運用されてまいりました。

ところで、そういうような国庫納金をしてきた人たちと、それからいわゆる生活保護の關係が当然に課題になることで、御指摘の点は私たちもこの点についてはそれなりに問題点がひそんでいゝといふことを考へるわけでございまして、ただこゝで申し上げておきたいと思ひますのは、生活保護は日々の生活を営む上の最低限度を保障するものでございまして、恩給制度は、公務員が在職中誠実に勤務したことに対して、国がその使用主として公務員またはその遺族に経済上の保護を与へ、その生活に寄与するといふたてまえになっておる。ところから、やはり、こゝろこゝろた社会保障と恩給とはおのずから性質のものであるといふふうに考へておるわけでございまして、ただ先生も御承知のように、いわゆる恩給受給の恩給金と、それからいわゆる生活保護の保護費との間の調整がとられておることは御承知のとおりでございます。したがつて、これまでさういふ、いわゆる生活保護の關係より低い者については、その差額が生活保護から補償されるというふうな制度的な要因によつてこれらの問題が一応措置をされてきておるわけでございます。しかしながら、いま先生の御指摘のごとく、一方で国庫納金をしていゝといふ、こゝろこゝろ、義務負担があつたところから、考へていゝといふ、恩給の額についてはやはり、それなりの配慮が必

要であるということについては、今後の私たちが研究の材料にいたしてまいりたいと存じます。これまでの考え方では、いわゆる低額保障という線を出したもので、一応、それなりに制度的改善を考えたわけですが、これにつきましても、財政上の理由等がございまして、この程度の改正に終わったわけでございます。

○鬼木勝利君 それは社会保障制度による、それから恩給、年金、これは当然、性質が違いますが、違うでしょうけれども、あまりに懸隔がはなはだしいですね。御承知のとおり、東京の標準世帯を見ても、御夫婦それからお子さん二人、それで計、月に二万七千六百六十二円ですか、それだけの生活保護費をいただいでいらつしやる。ところが、恩給受給者においては、月に二万七千円の恩給をいただいでいらつしやるという人は、これは相当な人である。平均公務員のベースは御承知のとおり、三万九千円ですか、片方は二万五千円、公務員の給与ベースは三万九千円、恩給は二万四千円、その点においても一万五千円違う、恩給の平均が二万四千円ベースです。生活保護は、東京の標準の保護家庭で二万七千六百六十二円だ。非常に私は、懸隔があまりにもあり過ぎる、開き過ぎると思う。こういう点について十分ひとつ考えていただきたいと思うのです。今日、恩給受給者は非常に困窮されておるのです、事実。しかも、先ほどからたびたびお話があったように、公務員の給与ベースなんというのはほとんど上がって行くのだけれども、先ほどあなたのお話にもあったように、恩給といつても公務員の給与の上の上がらぬに恩給を上げるわけにはいかない、そういうわけにはいかない。それはそうでしょう。そうでしょうけれども、恩給なんというふうなもの、三年に一ぺんか四年に一ぺん、しかもわずか、どこで算定したのかしらぬけれども、算定基準たるやまことにいいまいなことで、お茶を濁しておる。そこで生活保護法による適用者の支給額と、恩給受給者の年金との開きがあまりにも大きいという点を私はあなたに申し上げておる。その点は研究

する余地は大いにあるのじゃないかというわけですが。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに先生の御指摘のごとく、年金とかあるいは生活保護費とか、それぞれ制度のよってきたところによつて若干の相違がございしますが、ただ恩給といひ、あるいは社会保障といひ、いずれもそれなりにいわゆる金の問題につながるわけでありまして、それが生活にも必然的に関連を持っておりますことは事実でございます。ただ先ほど来、申し上げておりますように、制度の多少の相違というものがやはり恩給の実際の制度の中での必然的に課題になりますので、そこでいま御指摘のごとく、恩給は現在二万四千円、一般職の国家公務員の平均ベースが三万九千円、まあそれが直ちにやはり恩給を受給しておられる方々からすれば、二万四千円と三万九千円の差があるじゃないか、こういう、実感としてお持ちになつておられる、それだけに私たちも実はこの点について非常に苦慮するわけでございますが、ただまあ実質的にその内容を調べてよく御理解をいただければ、たとえば現在の給与の建て方というものが、やはりかなり戦後変わつてきておりますので、それが直ちに結び付くものではないというふうにお考えをいただくことがなかなか困難でございます、そこに私たちも当然恩給額というものを直視していくときの一つの課題になるから、かように考えておるわけでございます。

○鬼木勝利君 これは社会保障制度によつて支給されておる金ですね、生活困窮者が救われるということは大いに私はけっこうで、むしろ私どもは現在の生活保護費はもつと倍にでもすべきだ、国民の最低生活を、文化的な最低生活を営む、憲法で規定されておる、憲法で保障されているのだ。最低生活はむしろ低きに過ぎておる。もつとこれは生活保護費は高めるべきだ。しかも佐藤内閣は、社会福祉、大衆福祉を目ざしておる内閣であつて、当然のことじゃないか、私もそれはそう叫んでおるのでありますが、大いにそれはやっていただかなければならないが、社会保障による支給金とかつ

て納金をしたところの自己負担による各種年金との関係、十分考えていただきたいという意味のことを私はあなたに力説しておるわけなんです。これはまああなたに一人責任を持てといつたつて、それはもういかにぬだらう。不幸にしてきよりは長官いせんから、これは十分ひとつ皆さん考えていただきたいと思う。

そこで先ほどから、山本委員からいふんこれはお話があつたから、もう私、重複しますけれども、今度いわゆる年金に関する調整規定が設けられることになっておりますが、それを背景にしますという、これはまさしく先ほど山本委員も相当痛烈にお話しになつておつたようでございますが、これまた極論すれば、中途半端な、実態を伴なぬ私は規定だと思ふのです。いささかもこれに対しては具体性がない。先ほどから私たびたび申し上げておりますように、公務員の給与といふことになれば、民間ベースが五割を上回ればこれは毎年勧告をする義務があるのです、人事院は、御承知のとおり。ところが、恩給に対しては、それは先ほどあなた恩給制度審議会があると、こうおっしゃつておられるけれども、恩給に対しては何ら勧告するものもない。先ほど申し上げましたように、三年に一ぺんか四年に一ぺんわずかに自動的に調整する、今回のこの調整規定も何ら具体性がない。やつてもよければやらなくてもいいと、責任規定でないと私は思ふのです。これははっきりした責任規定でどういふ場合にはどうすると、こういう場合にどうする、こういう場合には恩給の手直しをする、そういう具体性がないのです、これは。この点、もう一回ひとつ局長、あなたの見解を承りたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 調整規定につきまして、非常に本委員会におきましてもあるいは衆議院の委員会におきましても議論になつたところでございます。

この調整規定を設けますときに、いろいろな調整をする先例になつてゐる法規というものを参照したわけでございますが、この恩給の調整規定の

一応参照をいたしましたときに、厚生年金の調整規定におおむねよりつつ、恩給の特質を出していこうという考え方、この調整規定を一応具体化したわけでございます。これまで、いわゆるスライド規定を置くようにという非常に長い間の御要望等がございましたのにつきまして、どのような調整規定を設けることが適切であるか、いま御指摘のごとく、国家公務員については人事院という勧告機関があつて、その勧告機関が五割以上の改定を必要とする場合には云々……という規定があるわけで、それらも必然的に私たちのいわゆる参照いたしました先例的制度であつたわけでございますが、しかし、この調整規定は、結局は厚生年金のそれにほぼ根拠を求めながら考えていくことはいかがであらうか、かようなことになりまして、今回の調整規定に相なつたわけでございます。しかし、この調整規定の中身といたしまして、物価なり、国民の生活水準なり、あるいは特にこの恩給についての特別な措置としての国家公務員の給与といふものを明文規定の中に入れて、そして、これまでそういう点については何らの制度的保障がなかつたものを、新たにこういう措置を設ける、成文を設けることによつて、今後の政府側の考え方といふものを明確にしたいというふうなことになるまして、これらの内容につきましては、先ほど来も問題になりましたのは、確かに具体性の問題等について課題がございまして、そこで、そういう課題について、恩給制度の中でこの調整規定を今後どういふふうに見ていけばいいの、か、こういう点について、それぞれの御意見のある審議会委員の方々のいわゆるお説を伺つて、そして政府側として、それらに基づいて、今後の調整規定の運用を進めてまいりたい、かように考えたわけでございます。

○鬼木勝利君 それは説明はわかるのです。あなたの方のおっしゃる説明はそれはもうそのとおりでしょう。この恩給法改正の提案理由の説明にもそう載つてゐる。「恩給扶助料の年額は、国民の

生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案し、すみやかに改定の措置を講ずるものとす。その調整規定を設けようとするものであります。その調整規定というものは、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合」というのは、どの点からどの点が著しい変動であるのやうに、変動後の諸事情を総合勘案するの、どのやうに総合勘案するのやうに、やらなければならぬで、それで終わりで、著しい諸事情と解釈しなければ、やや事情は変わった、この程度だった、差しつかえない、こういうことにもなる、すこぶる抽象的でとらえどころがない。結局これではやってもやらなくてもいいということに解釈ができるわけなんです。極論すれば仏つくと魂を入れないということになるのが今回の調整規定だと私は思う。そういうところを、先ほどからたびたび申し上げますように、人事院の勧告規定のやうなものでも、はつきり、こういう場合にはさつき勧告するのだ、こういう場合には恩給のベースアップをするのだ、調整をやるのだ、こういう具体性を持った法案に私は改正してもらいたい。そういうなければ、今日の恩給というものは御承知のやうに、もう三年に一回か四年に一回か、わずかに恩給受給者の退職公務員の方々が団体をつくって、そういうことで統々と陳情に来られる、それによってじゃしかたがない、そういう行き方では私は従来と何ら変わりのないこれは法案になってしまふんじゃないかということを憂える。だから、総理府の中にも勧告機関でも置いたらどうだ、私はそういうふうな具体的に考えている。これは一つの私の私案であり、愚見ですけれども、総理府の中にも恩給調整勧告機関というやうなものを置いたらどうだ、たとえはそういうやうな考えはあるいはそういう気持ちに對するあなたの御見解を伺いたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに先生の御心配いたします。この調整規定の具体性のないという点に一つの問題があるという御指摘、ごもっともでございまして、ただこれまで何らそういう制度的保障がなかったことが新たに付くられたということ、それは、それだけやはい一つの制約が加わってくるというのが当然でございまして、恩給に對する見方がかなりこれによって積極的な態度が出てくるのではなからうかと考えるのでございまして、ただこの規定のいま御指摘のやうないわゆる具体性のないという点については、たびたび総務長官もお答え申し上げておりますように、実は審議会そのものがこういつた広い社会的な視野に基づき御意見として、あるいは勧告機関ではないかもしけれども、ややそういうことに近いやうな性質についての問題の指摘があるのではなからうかというふうに考えるわけでございまして。

○鬼木勝利君 これは私も恩給受給者の一人ですけれども、現在ではほとんどいたしていませんが、私ももう職を去って私は十数年になるのですが、ほとんど上がついていない。額面だけはきまつておりますから、少々だけはもらっている。ほとんど上がついていない。だから一般の方もみなそうだとおもう。いまあなたの御答弁を聞いてなるほど、一つ前進といえは一つ前進、いまだかつてこういうことはなかった、一つ前進といえは、これはまさしくあなたのお説のとおり、一つ前進ですけれども、これを一つも二歩も三歩も前進していただきた、そうしてかつて国家に功勞のあつた方に対して老後を安んじていられるやうにしてあげていただきた、これを要望しておきます。

時間がありませんで、最後にもう一問、公務扶助料ですが、これは戦争等で主人をなくした遺族の方がお受けになるのだと思ひますが、増加恩給は、これは公務で傷病を受けた方が適用を受けられるんで、これは私はほんとうに気の毒な方々である、対象はまことに気の毒な方々である、おもうんですが、その人たちにお子さんがある、そのお子さんが成人した場合、不具廃疾であつたらば、扶養加給として四千八百円を支給する、働けないと、不具廃疾として。そういう方には年に四千八百円、こういうことが今度のこの公務扶助料の改正だと思ひますが、月に四千八百円というなら私はわかる。年に四千八百円だと、これは一体どこからこういふやうな金額を算定されたのか、どういふ基準によつて算定されたのか、いままでは何にもありませんでした、一厘もなかったのですから、だからこれはいへんな、あなたの先ほどのお話のやうに、これは一歩も二歩も前進して前進したことであります。かやうにお答えになると思ひけれども、年に四千八百円で、一体それは何のためにどうするの、四千八百円で不具廃疾者に。一体その算定基準はどこから出たのか。佐藤総理は、国民のために、福祉増進のためだと言ひ、口にはいいことを言つて、不具廃疾の一人の子供に年間四千八百円なんて、一体何のための金なのか、四千八百円でどうするの、その算定基準をお尋ねしたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに年間四千八百円という額は、御指摘のとおり、非常に額として少ないという感じはごもっともでございしますが、このいわゆる家族加給という点につきましては、すでに恩給制度の中でも、いわゆる未成年の子につきましては四千八百円の家族加給ということで家族加給制度があるわけでございまして。ところで、この不具廃疾の成年の子については、かりに不具廃疾でございしても、旧来は成年に達しますといふゆる家族加給四千八百円が落ちてしまふといふやうなことであつたわけでございしますが、この御指摘のいわゆる重傷病者の増加恩給受給者、あるいはその方がなくなつたときの遺族に對する公務扶助料、こういう増加恩給または公務扶助料の支給の方々に成年の不具廃疾の子がおります場合に、加給額ぐらひはせめてつけたる必要があるという御要望がかねてから出ておつたわけでございします。そこで今回そういうことについての改正措置として、いわゆる家族加給というものを認めていくという制度化にしようと思つたわけでございしますが、その四千八百円の基礎は、一つは、いわゆる他の年金制度におきましても加給額が四千八百円というふうな相なつておりますので、そこで制度全体の立場からいたしまして、四千八百円という額にいたしたわけでございします。

○鬼木勝利君 一応の御説明はまあそれでしう。だけれどもこれに對しては、普通の一般の方に對しても加給額は四千八百円だと、それ承知いたしております。承知いたしておりますけれども、こういう不具廃疾の方で、しかもその家族は戦争で主人をなくした家庭である。その家庭そのものがもうすでに非常に不具の家庭で、かてて加えて成人になつても働けないところの不具廃疾である。それを一律に四千八百円で、いままでもなかつたのをつけるんだと、それでは私は、いささかと思ひやりのない、あたたかみのない施策だと思ひます。これは私は、加給であるならばもっと加給すべきだと、さやうにあって私ははしかるべきだと思ひます。その点も十分ひとつ研究していただきたと思ひます。

○委員長(熊谷三郎君) 速記起こして。それでは、三案につきましてはこの程度にいたします。

○委員長(熊谷三郎君) 速記起こして。それでは、三案につきましてはこの程度にいたします。

○委員長(熊谷三郎君) 速記起こして。それでは、三案につきましてはこの程度にいたします。

○委員長(熊谷三郎君) 速記起こして。それでは、三案につきましてはこの程度にいたします。

○委員長(熊谷三郎君) 速記起こして。それでは、三案につきましてはこの程度にいたします。

いたします。

これは、第二次防衛力整備計画にのっとり防衛力を整備するため、昭和四十一年度において防衛庁の定員を改め、防衛庁本庁の職員を六百二十九人増加するための改正であります。この増加分は、自衛官の増員六百三十人と、自衛官以外の職員の減員一人とを相殺した員数であります。

自衛官の増加は、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官の増員でありまして、海上自衛隊における増員は三百八十人で、艦艇の増強に伴い必要とされる人員の配置及び後方支援部門等の充実に充てるものであり、また航空自衛隊の増員は二百五十人で、自動警戒管制組織の設置及び救難施設等の部門の拡充のために必要な人員であります。減員一人は、外務省の定員に振りかえるものであります。

次に自衛隊法の一部改正であります。これは自衛隊の予備勢力確保のため予備自衛官三千人の増員を行ない、予備自衛官の員数を合計三万人とするための改正であります。

以上法律案の内容を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(熊谷三郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(熊谷三郎君) 次に、防衛施設周辺の整備等に関する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、本案の質疑を行ないます。

なお関係当局の御出席は、松野防衛庁長官、小幡防衛施設庁長官、沼尻防衛施設庁次長、大浜会計課長、財満施設部長、鈴木防衛庁参事官、以上の方々であります。

それでは、御質疑のおありになる方は、順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 それでは本法案に対して、基本的な問題、具体的な問題について、数点まずお伺

いたしたいと思います。

この防衛施設周辺の整備等に関する法律と特損法の関係は、どういふ関係になるのですか。

○国務大臣(松野三郎君) 今日まで、特損法が現存しておりますが、自衛隊に対するものが今日まで行政措置で、立法がございせんでした。したがって、今回ある意味においては、特損法に並行する。それにちやうど並ぶ自衛隊法の改正を行なうというのが一点。いま一点は、今日まで予算措置でやっておりました諸般の施設、諸般の補助金、諸般の運営等を、今度は立法で権利、義務というふうに明確なものにする、この二つがこの法案の内容の趣旨であります。

○山本伊三郎君 すると特損法は依然としてそれは生きていますか。競合した場合の措置はどうなるのですか。

○国務大臣(松野三郎君) 競合する場合——それ以外のものは全部今回の法案に網羅いたしました。あと競合するというのは損失補償の件だけあります。損失補償は米軍の場合は特損法、自衛隊の場合は今回の法律でいく。その内容につきましては、これはその対象が自衛隊と米軍ですから、その対象によって、特損法と今回の法律というものの運営をするということ、内容についてはほぼ同様な趣旨でございます。

○山本伊三郎君 この整備等に関する法律ですが、同僚議員がずっと審議された過程に明らかにされているようですが、いままでの行政措置でやっておられるほうが、むしろ自衛隊という問題のある国家機構でありますから、こういう法律で、政令委任の問題、相当ありますけれども、法律で規定するよりも、行政措置のほうがむしろ運用が妥当にいけるのじゃないかと思うのですが、その見解はどうですか。

○国務大臣(松野三郎君) 今日の運営はそれで別に支障があるというわけじゃありません。しかし、逆に言うならば、関係市町村住民から言うならば、根拠法がなければ、ただ陳情によって動くというふうに不安定を私は感ずるのじゃないかろう

か、今回は法律がありますから、みずからその権利が明確になるという点では、立法のほうが一歩その関係住民にとっては大きな前進であると思ひます。

○山本伊三郎君 この法律に規定されていることは、防衛施設なり基地のある周辺としては、政府は当然やらなくちゃならぬ私にものだと思うのです。いま大臣答へられたように、法律がないから政府がやらなくちゃならない性質のものではないと思ひます。第四条の「(民生安定施設の助成)」ということもいろいろありますけれども、これもすでに政府としては、そういう点で積極的にやっておられると思ひますがね。この法律ができて住民が安心すると、大体住民はこの法律があらうとなかろうと、それはもう政府が当然やういふことをやらなくちゃならぬというのを思っているのですが、政府としては、やはりこの法律をつくってやったほうが運用がしやすいという点はどこにあるんですか。

○国務大臣(松野三郎君) この第一は、かねてからこの立法は関係市町村住民から非常な長い間要望がありました。したがって、今日まではこの法律内容が御承知のごとく各省にまたがる、各般にまたがるために、立法措置というものはなかなか政府が踏み切れなかった。それを今回多年の懸案を解決するために踏み切った。この経過を見るならば、これが政府の側からというよりも、関係住民からの要望にこたえて立法したという趣旨は各所に私は明快に出ていると思ひます。また、当然被害については政府がそのめんどうを見るといふのはこれは義務であります。しかし、被害の内容、状況、方法については常に交渉を持つ、あるいは政府に要求する、そうしてその問題が解決するという非常に明確性を欠いたと私は思ひます。

○山本伊三郎君 この法律全体を見ると、他の法令に見えないほど政令委任事項が多いんですね。も

ちろんこのような、この種法律では、法律できちつと列挙主義でやれない場合があることは私も了解しております。しかし、あまりにも政令委任事項が多いということは、政令自体出てこなければこの法律案を審議できないというような、われわれ立法府におる者においては受け取るんですね。したがって、もうすでに政令というものは、法律つくる以上は、政令に委任する以上は、将来考える政令事項もあると思ひます。しかし、それを除いては、大体政令はこういうものであるという、そういう原案を持っておられるんですか。

○国務大臣(松野三郎君) ごもっともなことでは、これは非常に政令事項が多い。それは内容が多岐多様にわたるために政令が多い。しかも所管省が各省にまたがる。その意味で、この法律に網羅することは非常に大きな難題であると同時に、運営がうまくまいりません。したがって、この政令についてはもちろんこの提案をいたす前における程度の事前の打ち合わせをいたしました。政令の内容といふものも明確に、全部とは言いませんが、各省と打ち合わせた上にこの立法といふものを提案をいたしております。御趣旨のごとく、その政令を白紙で御審議を願っているというものでもございません。ある程度の政令というものは今回も用意いたしております。

○山本伊三郎君 それでは、第三条第一項の政令、これはどういふことですか。

○政府委員(財満功君) 第三条第一項の政令で定めます行為は、法律の第二条第二項に規定いたします防衛施設を整備するための土地の著しい形質の変更、艦船または舟艇のひんばんな使用、航空機の離着陸のひんばんな実施というふうに現在予定いたしております。

○山本伊三郎君 艦船または船舶のひんばんな使用、航空機の離着陸等のひんばんな実施、現在はそれだけです。

○政府委員(財満功君) 現在関係各省間におきまして検討いたしましたこの第三条第一項の政令に

定める行為はただいまのところその程度に考えておきます。

○山本伊三郎君 これは一々尋ねていくと実は際限なくあるんですが、実は五時からまた閣議があらますので、わが党だけの問題ではないんですから、時間がないので、問題点だけひとつ大臣にぜひ尋ねなくちゃならぬ問題だけひとつ明らかにして、そうしてまた質問はあとにやりたいと思いますが、第四条の「国は、防衛施設の周辺地域を管轄する市町村で当該防衛施設の「云々」という規定があるんですが、私はずっとこの法律案を受け取って以来、市町村に限定するというその考え方が私は理解できない。地方自治法から見ても、市町村を代行するいわゆる自治団体と申しますか、地方公共団体が相当あると思うんですが、私は当然そういうものも含めておろすという解釈でおったんですが、いままでこれは明らかにされておるかどうかわかりませんが、この点ひとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(小幡久男君) 第四条の措置は、防衛施設の運用によりましていろいろな迷惑を受けるのが直接あるいは第一次的には市町村でございまして、市町村に補償することになっておりますが、いま先生がおっしゃいましたのは、おそらく特別区といったようなものではないかと思えます。そういうものに対しては、市町村に準ずる公共団体に對しましては、民生安定施設の整備を行なわせるのが適当な場合には、市町村がそれに援助するといふような場合には、市町村を通じて助成をすることもあり得るといふふうに御理解になつてもいいと思ひます。

○山本伊三郎君 市町村を通じてということがちょっとよくには理解できないのですが、たとえば事務組合もありまして、それから地方公共団体ではないが、地方自治法で公共団体的な土地改良、森林組合、漁業協同組合等々があるのですが、そういうものはいままでにはすべて補助なり、そういうものは直接政府からいっているのです。なぜこの防衛施設周辺のことだけは市町村を通じてや

らなくちゃならぬかという、その理解にちょっと苦しむ。

○政府委員(小幡久男君) これをつくり出すときには、いろいろたとえは自治省が出しておりますが地方交付金というよりなものとのかね合ひの問題になったことは御存じのとおりであります。たとえば地方交付金が市町村に出ております。これはそういう出方とは違ひますが、趣旨は施設の動的な面に着目して施設の補助をするという趣旨でございまして、対象はやはり市町村に限定したのが妥当であらうという意味で市町村に限定した次第であります。しかしながら、先ほど申しましたように、市町村がたとえば特別の市町村に準ずるような特別区等につきまして、いろいろな補助をする場合には、これはひとつ市町村に補助してあげよう、そのために必要な措置を講ずる、つまり第三条では必要な工事をするということになつておりますが、これは必要な措置を講ずるといふふうに少しゆるやかに書いてありますのは、そういう意味であります。

○山本伊三郎君 この法律が通ると、やはり地域で問題を起すのはそういう点でなからうかと思ふのです。市町村を通ずるということは、補助金と申しますか、そういうものの順を一応通るといふだけでも、補助する目的のいわゆる団体というものは、たとえば農業団体であれば農道をつくったり、そういうことによつて、かりにそういう必要があると第四条に該当するものであれば、そこを通過してその団体に交付することになると解釈していいのですか。

○政府委員(小幡久男君) この規定はあくまで法文に書いてありますように、普通地方公共団体と称するのは市町村に補助するといつたてまででございます。その市町村がさらにそれを特別区等にやるといふ第二のかまへになるわけでございます。その点は法律上直接には市町村にいくといふふうに御理解願ひたいと思ひます。

○山本伊三郎君 その点が私は法律が少しずさんだと思ふのです。地方公共団体というものは何も

市町村だけじゃないです。あなた、地方自治法御存じでしょう。地方公共団体は府県もありましょ

る。市町村もある。地方公共団体でしよう。○政府委員(小幡久男君) 地方公共団体にはいろいろございまして。私が申しましたのは、いわゆる普通地方公共団体でありますところの市町村ということに限定しておりますので、市町村自治体が、そういう特別な公共団体につきましては、市町村を通じて補助をすることがある。しかし、どこまでも市町村に補助をするといふかっこうで補助すると、こういうことを申し上げております。

○山本伊三郎君 そのが、ぼくはあいまいな規定だと思ふのです。実際、そういう民生安定施設についてやるといふ団体はあると思ふのです。私はなければ私はいいと思ふ。あつた場合に市町村はそれをやらせるのじゃなくして、その団体がやるのです。現実には、やつた場合に市町村に補助をやつて、それじゃその補助をやつた団体に、どうしてそれが行くのですか、現実には。たとえば、その農業団体なり、そういう団体がやります。この防衛施設周辺の地域を管轄する市町村の範囲内にある団体がやつた場合に、その金は市町村にやる。費用を使つてゐるのは別の団体だ。その場合に市町村にやつた場合に、市町村はそれをそのまま別の費用に使われてやつた場合に、認定するところ

は結局市町村ですわね、この法律からいくとそうなるのでしよう。ぼくの言ふことわかりませんか。○政府委員(小幡久男君) わかりません。○山本伊三郎君 わかるでしよう。その場合に、市町村でそんなことはしませんけれども、要するに、ネコババやつてここに使つてしまつて、おまゑがやつたけれどもそんなことだめだと言われた場合に、どこでそれが是正されるか。

○政府委員(小幡久男君) それは間接補助という形式で市町村を通じてやりますから、これは補助金の、先生御承知のように、適正化の法律がございまして、そういう金の使途といふものは厳重に監督されるようになっておりますので、そういう

心配はないと思ひます。

○山本伊三郎君 法律ができるときにはみんな政府はそういう御答弁で通つてしまふのです。通つたあとで問題が出てきた場合に困るのはいつもの例ですね。それで、私は問題点、特に大臣が見えておる間に明らかにしておきたいのは、そういう、たとえば、いま一部事務組合、特別区、それから土地改良区、森林組合、農業協同組合等々が、民生安定に該当すると認められたものをやつた場合に、もうすでにやるのです。やつた場合に、そういう団体に対しては、政府としてはどう見るか。それは市町村はやつておらない。政府はどう認定して、その団体に補助金が行くようにするか、それだけ明らかにねばいい。

○国務大臣(松野三三君) ただいまおあげになりましたように、教育の一部事務組合、あるいは一部事務組合といふのは、結局これは地方自治体に準じ、各村の合同議決といふものが必要になるといふふうに、まあこれは一つの自治団体として認められております。しかし、その場合にはその自治団体、市町村の行政単位を對象にすると同時に、その事業の内容によつてきまるものであります。市町村から来たから、それを補助金やるといふわけにはありません。市町村の中の何の事業によつて何を要求するかといふことを村会及び市町村会で議決された上に、そこに行くわけでありま

すから、ただ市町村にかみ金で補助金をやるといふ性質のものではありません。事業内容、事業場所、個所、それを市町村を通じて、それに適正であるといふ場合に、私たちが市町村を通じて今度は補助金を流すのでありますから、行く場所に横に漏れるといふことは、私はないと思ひます。

○山本伊三郎君 漏れるとか、そういうことを言つておらないのです。これは第四条は非常に、この法律案としては、まあいわば、前進した条項だと私は見ておるのです。民生安定といふことは、いわゆる基地周辺といふものは、相当迷惑を及ぼしておるだらう。したがって、実際の損害があるなしにかかわらず、民生安定として、こ

う補助をしようじゃないかと、こういうことですね。その場合に単に市町村だけでそういう民生安定の施設をやるのじゃないのだ、いま言われた一部事務組合の合同会議を議員をもってやっておられるというところは、そのとおりだけれども、そういうものは市町村という、この限定した範囲では、かりに、そういうものはあっても入らない。関係しており。関係しておられるけれども、それはどこまでも一部事務組合であって、市町村ではない。補助金出す場合に、行く場合にそれは含まれておるのだというのならばいいのですよ。それならばけつこうです。それを別個のものだというから問題が起こる、別個のものだ。そういうものが含まれておるのだということになれば、私はそれです。

○国務大臣(松野頼三君) まあ一つの一歩いい例が学校の区の一部事務組合があったと、これは自治法によって自治体に準じてその学校教育に關しては自治体と同様な権限、権能を持っております。同時にそれは御承知のごとく、各市町村においてもさらにその確認を求められております。三カ村で一部事務組合をつけた、そのとき、その議決は、三カ村の議決を合せて議決されたというふうに自治法では規定されておる。私は記憶します。したがって、これは市町村は、その教育区で議決されたというところは、その関係の三カ村も同じように議決を、負い、その責任、権限は一緒に負ったということになっておるわけです。したがって、各市町村を通じてということも、その一部事務組合を通じてということも、その権限をあわせて各市町村がその議決を承認しなければ、この教育一部事務組合というものは成立いたしません。したがって、その議決は同じ市町村の議決とみなして今日やっておるわけであり。したがって、この系統というものは私は、議決のほうは別として、内容においては市町村を通じてということとは同じものであると私は思います。

○山本伊三郎君 説明が、私は食い違つておるとは言わないのですが、理解のしかた、ちよつとば

くの質問が要得ないかもしれないが、いま学校に關する一部事務組合を取り上げられましたが、その他民生安定に入るような施設というものはほかにたくさんあると思う。一部事務組合もありましようし、特別区もありましよう、あるいは先ほど申しましたように、土地改良区または森林組合、農業、漁業団体等もやはりそういう施設を、その団体の範囲内であるけれども、やはり民生安定に關する施設をやるということもあると思うのです。その場合に、言われるように、市町村の議決があるいは一部事務組合の議決を通じておればそれでいいのだと言われるけれども、相当、問題によつては地域に行く、その場合には、市町村いわゆるのですね。だから、この場合は、市町村いわゆる地方公共団体に類するものなそういう団体も民生安定施設の助成に關するものであるということであれば、補助金を出すのかどうか。したがって、市町村というものは、そういうものも含めてわれわれは理解しているのかどうか。こういうことと

○国務大臣(松野頼三君) 漁業協同組合というものを市町村と同一視してはおりません。漁業協同組合においてその必要がある場合には、市町村において、同じ市町村も民生安定の責任と権限のあるところであり、したがって、市町村会においてその議決を経て市町村会を通じてやっていたとくという趣旨であります。

○山本伊三郎君 それならば、あなたの言われることが、ばくはこの民生の安定施設と言つても、きわめて、いわゆる政府としては局限した考え方でおられると思うのです。ばくは市町村もおそらく迷惑をこうむるけれども、この基地周辺については、私は、私設団体まで——私の団体までと言つては、私は、公共的な仕事をしておるもので、あるいは協同組合にしても、その施設、そういう基地ができたということではいろいろ障害があると思うのです。これは単に損害を言つておるのじゃない、基地のためにあるいはその漁業協同組合、農業協同組合において取り上げなく

ちやならぬ問題が私は出てくると思うのです。その場合にはそういうものを含まれておらない、市町村が取り上げればそれをやればやるけれども、そういうものはやつたつて、そんなものは知らないのだ。こういう私は不親切な、いわゆる法律であれば、せつかく民生安定施設として出されても、私は市町村というに限定されることについては非常に問題がある。私は実際問題どういうことをやるか、これはそうたくさんないと思つておるのです。これは民生安定やつたつて、あなたのほうで予算のワケをきめてやるのだからそういう危険性は私はないと思つて。認定するのはあなたの方だ。それを市町村に限定されるということについては私はこの法律をつくられたときには、悪く見ればある程度そういう民生安定については一つのワケをはめて、市町村のはかのものややつたつてだめなんだ、こういう私は思想が流れておるのじゃないかというので、実は疑わけておるのです。私が、私は質問をしてはいるわけですが、それを明らかにしていただきたい。

○政府委員(小幡久君) 市町村の住民の受ける障害を緩和するといふ見地から言いますと、とりあえず第一的には、住民全体が入るのにはまず第一に市町村でござい。そういう意味でまず第一的に市町村を取り上げました。たとえば林業とか農業とか漁業とかという公共的な団体は、それなりに一つの職域団体であります。住民を包含するものではござい。その意味でそういうものの均衡を調節するといふ意味も兼ねまして、市町村を通じて全体とのバランスの上でわれわれは施設の補助をしていこう、そういうかまえておられます。そういうものとして了解していただきたいと思います。公共施設をつくらうとしておるのには、それを認めるのか認めないのかというのを頭からわれわれは考えているのじゃない、さういふ、市町村のほうを通じてバランスのとれたいい案なら事案として十分採択したいという感じでおります。

○山本伊三郎君 これは防衛庁長官もそういう点は十分認識をされておると思いますが、私は各方面の基地周辺をいろいろ、視察しなして、見るにありますが、市町村は包括的な一般行政、地方自治団体にまかされた一般行政をやるのですから、それよりも特に必要なのは、特殊な団体のやる業務を阻害している点が多々ある、そういう点がこころでたわわっているんだという私は解釈でおつたのです。それを市町村を通じてということ、それはあなたのいま言われていることを言えはなるほどそういうことも言えると思つたのだが、これが法律になつて市町村に下がつてくるとその簡単にいかに。これは各種農業団体、漁業団体その他、森林組合等々の実情を見ても、なかなか、市町村は市町村の一つの行政範囲があまりから、これはいかに。だから私は、少なくともそういうものはやつた仕事について、それが民生安定のことであるかどうか、あなたのほうで認定するのでしよう。何でもかんでもやるというわけじゃない。そういう認定する権限があなたの方にあるれば、どの団体がやつても、お金は市町村を通じてでもいいです。これは一つの便です。しかし、やつたものに対する補助というものはその団体にやるべきであるというのが私の主張なんです。認定はあなたのほうです。だから、かつてにやつてからにこれというのじゃないのです。これは、だからこの「市町村」の中にはそういう公共的の団体が含まれておるんだという解釈で運用すべきであるというのが私の主張なんです。それについてどうですか、あなたの見解を伺いたい。

○国務大臣(松野頼三君) 今日、農業団体法、林業団体法、各種協同組合法という法律があります。これは御承知のごとく、ある意味においてはこれは住民関係業者の非常に限定されたものであります。住民全部ではありません。一つの地域、またこれが自由に任意でありますから、一つの地域に二つでても三つでてもこれはそれを禁止はいたしておりません。そういうふうな構成から考えますと、やはりそこに一つの統一的な市町村というものを今回は対象にするということ

持っている行政と今回の民生安定の行政とはほとんど一致しております。したがって、同じワク内ならば、市町村長というものが、その民生安定行政権というものを市町村長が持つておられるのだから、それを通ずるほうが二重行政にならずに、私たちは、ルートとしては正しいのじゃないか、こういう感じがいたします。あるいは言われることと多少食い違いがあるかもしれませんが。

○北村暢君 この問題、いま山本委員の質問の問題ですね。市町村に關係のない団体で、たとえば農業団体であれば土地改良区——土地改良区の問題は市町村に關係ないので、行政的に、国営、県営、団体営といった土地改良区で仕事を直接やっている。したがって、予算の流れ方は市町村を経由せず県から直接行きますよ、補助金その他があるいは森林組合であれば、これは施設組合というのがあって、やはり林道その他やっているわけですね。これは市町村を経由せずに、国の補助金その他が行くようになっているわけですね。漁業協同組合でも、共同施設その他についてやはり補助金があります。しかし、それは市町村を通じて行っていない。行かないものもある。したがって、民生安定というところでいま山本委員が主張されるように、いま申した具体例なんかは、これは行政の組織からいって、必ずしも市町村を経ないで事業主体が事業をやっているわけです。そういう問題が出てくると、その基地周辺にそういう事業をやっている事業主体があつて、しかも、それは市町村と直接關係なしに仕事をやっておるといふことで、市町村の認定の調申書かなんかを持つてこいというなら別でしょうけれども、とにかくそういう事業主体があるわけです。したがって、それは民生安定といえは、土地改良区でも、森林組合の施設組合でも、漁業協同組合の共同施設でも、そういうものは、その事業主体がやはり民生安定のための補助金なりなんなりをもらおうといった場合に、独自で県なりなんなりを通じて申請するということがあり得るので、市町村と限定するということについては問題があるのじゃないか、そういうこと

なんです。そういう点どうなんでしょう。

○国務大臣(松野頼三君) 各種の団体が、今日協同組合法で規定されている範囲、またその定款で規定されていることでやっていることは承知しております。したがって、その対象が第三条による障害を与えた場合は、それはその団体と直接やることになっております。第四条は一般の住民の福祉という条項ですから、農業協同組合だけでは住民一般にはならないのじゃないか。したがって、市町村というものがその住民一般の福祉を考えているのですから、したがって、市町村を通じて、そのときに農業協同組合の共同施設に障害を与えた場合には、第三条によって、これは農業協同組合にそれぞれ補助の措置をする。障害防止の補助というものは、これは第三条で規定されております。第四条は市町村が入っている。第三条には市町村は入っておりません。そこに適用の違いがあります。

○山本伊三郎君 時間がなから、質問はこれで終わらざるを得ないのだが、どうも防衛庁長官の認識は私は違うと思うのです。住民全体といつたって、一つの市町村で基地で迷惑するというのは、その周辺の人間です。特に民生安定といつても、基地周辺ということに限定されておるのです。住民全般の福祉といわれるが、住民全般といふことは簡単に言えても、住民全般については、これはもう別な解釈の問題になって出てくるのです。したがって、われわれとして民生安定で一番問題になるのは、当該周辺におるこの住民です。公会堂をつくってどうするということとは全市民の、全市民の福祉が知らないけれども、そういうことを言っておらない。現実には基地によって迷惑をこうむっているところについては特に民生安定事業としてこういうことをやってやる。こういうのでしょう。そういうときに、土地改良区とかその他いろいろなものをやる場合にはほんとうに迷惑をこうむるのはその人たちだ。そこで、民生安定の林道なりあるいはその他の施設をしようとするときに、それが「民生安定施設」に

該当するかどうかあなたのほうで認定するのだ。その認定のあった場合に、市町村のほうでは、「二部を補助する」とあるので、市町村が一部を補助されて、そして、そういう事業を団体へ流してやろうというところは言いませんよ。その他の費用も市町村がつけてやろうとは思わない。市町村の負担は一部なんです。その大部分の仕事を費用というものはそういう団体がやることになる。あなたが言うように、そういうものも市町村は同じ住民の福祉のためだからやるのだと言われるけれども、そんなことはやらない。しかも、いま北村さんが言われたように、市町村を通じて補助金が出ているところが相当ある。

私はこの法律全般を通じて見たときに、一つの問題点を提起しただけですが、これは防衛施設周辺の整備等に関する法律案ですね、そもそもそこには大きな重点を置いておると私は思うのです。したがって、民生安定事業にしろ、そういう公共的な団体が、これは農業でも、漁業でも、森林組合でも、その他それに該当する公共的団体であれば、市町村と同様にやっぱり考えてやるということがこの法律の精神だと私は見えておる。それが市町村が議決してやってなければ、それは知らないのだというところになれば、そういう団体が幾ら言っても市町村は取り上げてくれない、そういう例がずいぶんあるんですよ。それなら、そういう冷淡な法律だ、そういうふうには再認識をいたしますよ。ほくらはそういう解釈で、法律としてはこまできてるのだから、市町村の範囲内においてはこういうものも含まれておるといふことならばいいけれども、そんなことは市町村がやることを一部補助するといふことだけじゃ、われわれはそういうことには解釈できない。どうですか。

○国務大臣(松野頼三君) これは私どもの見解ですが、その周辺の住民の福祉というものを所管する団体というのは何だというならば、第一に市町村じゃないかと思うのです。それ以外のものは、おのずからその目的というものが、農業、林業の問題というように限定されていて、全部の住民と

いうものを目的とするのは私は非常に少ないと思う。もしそれを厳格に言うならば、それは特別区です。特別区というのは、市町村の中にあつて、その中にさらにその地域だけの特別に構成された団体です。これは行政であります。しかし、行政が二重になって、市町村も民生安定をやる、また別なものも民生安定を行なうということは、私は、現実にはそれはないんじゃないかと思ひます。ただ、そこに組合に入つておる者の、組合員相互の福祉、あるいは相互の親睦というものは、これはあるかもしれません。それはあります。そういう民生安定はあります。しかし、そこに住んでおる、職業のいかんを問わず、全住民を対象にするといふのは、それが市町村というものの仕事じゃないかと私は思うのです。そういうものは、私は無理に言へば、おそらく特別区というものになるかもしれない。それ以外に、各種法律でまづついているものでは、私はないんじゃないかという感じがいたします。

○山本伊三郎君 それはあなたの認識とは全然違いますよ。ほくらは、一般行政で言われるならば、それはいいんです。それは民生の安定は市町村の責任です。いまさらあなたから言うてもわかってもらってない。基地で迷惑をかけているからこういう整備をやりますという法律でしょう。特別法ですよ。一般行政から離れた基地に関する法律です。そういうものが市町村に限定する。市町村が一般の民生安定に寄与することは、これは憲法でもきめておる。何もあなたに教えてもらわなくてもわかっておる。基地整備の法律だから、そういう団体でやった。あるなしは別ですけども、やつた場合でもやはり基地整備で補助金を出すのが妥当じゃないかというのがほくらの主張です。それが市町村に限定して市町村が言つてこなければならぬ。そういうことでは、せっかくできた法律も実際には困つてくるのでござりますよ。そういうことは全然考えないというならば、われわれは第四条だけでも私はこれはどうしても納得できません。これは一ぺんゆつくりと防衛

庁と施設庁と相談してください。市町村以外にはやらぬといふことは、一般行政の民生安定を市町村やるというところは当然です。それならば補助をもらわなくてもやるのです。市町村を通じて政府が交付金をやつて、何もこの法律ができなくても、政府のほうから市町村に対してそれだけの金をやつて、この法律をつくらぬでもいいのです。自治省から交付金なりやつて、基地のあるところにはこうしなさいといふことでやれば、こういう法律は一つも要らぬ。そういう以外の問題があるから、特にこの整備法ができつておるのだといふことで、市町村の限定については私は問題があるのだといふことを言つておる。一般行政のこととはあなたに聞かぬでも、そんなことはわかつておる。

○国務大臣(松野頼三君) たびたび申し上げますように、市町村にやるのじゃないに、市町村を通じてその事業、その地域にそれを補助するのですから、市町村だけであつて、それをどこへ使つてもいいというのじゃないのですから、市町村を通じて基地周辺の地域に補助する。市町村を通じていくのですから、通じちやいかぬという感じは私はしないのです。市町村を通じて結局その事業に対して補助するのですから、その事業、基地周辺の問題のところに行くわけですよ。

○山本伊三郎君 さっきの御答弁とだいぶ変わつてきておりますね。市町村を通じてといふけれども、その出す目的のやつは、その団体がやつたらその団体に出すといふことですね。あなたの言つたことはそういうことの理解でいいのですね。

○国務大臣(松野頼三君) 市町村を通じて申請をしていただく。市町村を通じてその団体ですか、その事業ですか、その地域ですか、その地域に行くこと、こういうことであります。

○山本伊三郎君 それじゃ具体的に何になつたのです。そうすれば、その団体がやつた場合にあなたは何か議会の議決とか何とか言うから、私は問題になるのです。そうすればその団体の意思というものは市町村を通じてあなたに上がる。それが認

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第三七号)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「二十七万八千六百三十三人」を「二十七万八千六百九十二人」に、「二十七万四千六百七十六人」を「二十七万五千三百五十一人」に改め、同条第二項中「三万五千五百六十一人」を「三万五千九百四十一人」に、「四万四百五十三人」を「四万七百三十三人」に、「二十四万七千五百九十二人」を「二十四万八千二百一十二人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第二項中「二万七千人」を「二万人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

六月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立大学教官の待遇改善に関する請願(第二八七五号)(第二八七六号)(第二八八七号)
一、防衛庁の国防省昇格に関する請願(第二八八八号)(第二八九五号)(第二九三六号)(第二九四五号)(第二九七四号)(第三一五八号)(第三一五九号)(第三一六〇号)(第三一八八号)(第三一九九号)(第三一九〇号)(第三一九一八号)(第三一九二二号)(第三一九三三号)(第三一九四四号)(第三一九五五号)(第三二〇六号)(第三二〇七号)
一、元南洋庁から国際電気通信株式会社パオオ

支社に移管された職員の恩給等に関する請願(第二九四〇号)
一、恩給、共済年金増額に関する請願(第二九五五号)
一、官公労働者の基本権確立に関する請願(第三一八〇号)

第二八七五号 昭和四十一年六月十日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 広島市江波町広大官舎内 伊藤満
外三百六十四名
紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第二八七六号 昭和四十一年六月十日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 名古屋市中千種区揚羽町二ノ三二 伊藤忠好外四十九名
紹介議員 成瀬 轡治君
この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第二八八七号 昭和四十一年六月十日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 佐賀市松原町八三 石本秀雄外百二十八名
紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第二八八八号 昭和四十一年六月十日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 福岡県八女郡立花町 堤已義外八十三名
紹介議員 源田 実君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。

第二八九五号 昭和四十一年六月十一日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 福岡県飯塚市吉原町四ノ一五飯塚

市自衛隊父兄会内 上滝儀一郎外九十八名
紹介議員 源田 実君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。

第二九三六号 昭和四十一年六月十四日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 福岡県三井郡小郡町字松崎五五五 小郡町自衛隊父兄会内 原孝利外百五十五名
紹介議員 源田 実君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。

第二九四五号 昭和四十一年六月十五日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡筑穂町阿恵 森新次 邸外百二十名
紹介議員 源田 実君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。

第二九七四号 昭和四十一年六月十六日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 福岡県早良郡早良町大字東入部 石橋房雄外三十五名
紹介議員 源田 実君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。

第三一五八号 昭和四十一年六月二十日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 富山県水見市余川六八九 護葉修 一外二百九十九名
紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。

第三一五九号 昭和四十一年六月二十日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 山口県佐波郡徳地町大字八坂一、一六 河野武正外五十九名

紹介議員 柴田 榮君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。

第三一六〇号 昭和四十一年六月二十日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 栃木県下都賀郡都賀町家中二、四 五三 佐藤儀平外八十一名
紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。

第三一八八号 昭和四十一年六月二十日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 富山県射水郡大門町大門四二六 江尻信正外百三十九名
紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。

第三一八九号 昭和四十一年六月二十日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 三重県津市大谷町三組 板倉広市 外二百二十名
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。

第三一九〇号 昭和四十一年六月二十日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 香川県丸亀市風袋町七三 横関滋 一外二百四十名
紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。

第三一九一号 昭和四十一年六月二十日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 島根県浜田市黒川町三三八 大峠 末市外二百二十四名
紹介議員 任田 新治君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。

第三一九二号 昭和四十一年六月二十日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 富山県西礪波郡福岡町榎木町 三

紹介議員 井高太郎外二百九十九名
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。
紹介議員 林田 正治君

第三一九三三号 昭和四十一年六月二十日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 北海道帯広市西三条南八ノ一七

紹介議員 鈴木哲外六百九十四名
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。
紹介議員 玉置 和郎君

第三一九四四号 昭和四十一年六月二十日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 北海道旭川市東光十条二丁目 権

紹介議員 口作太郎外二百四十一名
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。
紹介議員 大谷 養雄君

第三一九五五号 昭和四十一年六月二十日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願(三通)
請願者 和歌山県日高郡印南町 谷口武一

紹介議員 郎外千三百三名
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。
紹介議員 源田 実君

第三二〇六号 昭和四十一年六月二十日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 東京都文京区小石川一ノ九ノ二

紹介議員 小松敏雄外八百九十名
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。
紹介議員 石原幹市郎君

第三二〇七号 昭和四十一年六月二十日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願
請願者 群馬県高崎市寺尾町一、二二四

徳田熊三外四百七十七名

紹介議員 山本茂一郎君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。

第二九四〇号 昭和四十一年六月十四日受理
元南洋庁から国際電気通信株式会社パラオ支社に
移管された職員恩給等に関する請願
請願者 東京都北区中十条三ノ一〇ノ三

紹介議員 瀧田太郎外五十二名
昭和十九年四月二十八日勅令第三百十六号によ
り、南洋庁から国際電気通信株式会社パラオ支社
に移管した職員で、内地に帰還後公務員に就職し
た者については、国際電気通信株式会社に勤務し
た期間は公務員としての在職年数に加えるよ
り、関係法令を改正されたい。

理由
一、請願者等は、南洋庁交通部通信課及び南洋庁
郵便局において電信、電話、無線電信及び無線
電話の公衆通信の業務に従事していたが、昭和
十九年五月一日勅令第三百十六号をもつて南洋
群島における電信、電話、無線電信及び無線電
話の公衆通信の業務が、国際電気通信株式会
社の経営に移管されたに伴って一部管理要員を
除いて全員同社に移管され引き続いて公衆通信
業務に従事するに至った。

二、しかるころ、昭和二十年八月十五日の終
戦により内地に引き揚げたが、国際電気株式会
社においては現地転採用職員は内地における職
場がないとの理由にて内地到着の一箇月後に全
員解雇されたので、やむなく南洋庁に転勤する
前に勤務していた内地郵政省管内の郵便局等に
復職又は再就職した。

三、ところが現行規定においては、国際電気通信
株式会社に勤務した期間は勤続とみなされない
ため、退職手当をもちろん恩給期間にも計算さ
れないことになっている。

四、南洋庁における電気通信施設は地域的から無
線電信が大部分で現地に養成機関がなくほとん
どが内地の郵便局から転採用されているため、

この勤続期間の中断によつて内地における勤務
期間も継続通算されず内地の郵便局と南洋庁の
勤務期間を通算すると十年、二十年の長期間
が勤続とみなされないため、内地に引揚げ後郵
便局に復職又は再就職した日から計算となり、
長期勤続者としての退職手当等特別恩給にも沿
することもできず、恩給期間にも計算算入さ
れないので非常に不利となっている。

五、請願者等が一生を公共の事業である国の事
業である公衆通信業務に従事しながら、国の経
営から法律をもつて設立された国際電気株式会
社にわずか三箇月ないし一年数箇月の短期間本
人の自由意志によらずに命令をもつて移管され
た勤続期間が中断されて定年退職後の生活安定
が確保されない実情にある。

六、昭和十九年五月一日南洋庁郵便局から国際電
気通信株式会社に移管された職員は四百八名で
あり、全員が海軍嘱託に充てられ公衆通信に従
事するかわら所在地の海軍通信隊長の指揮下に
入り軍事通信にも従事していた。従つて三分の
一が戦死し、残つた者は言語に絶した苦難を重
ねて戦後帰還したものである。

七、旧満州電信電話、旧華北電信電話、旧華中電
気通信、旧蒙疆電気通信設備等の職員は勤続と
みなされ、ひとり南洋群島における国際電気通
信株式会社の職員のみが除外されている。

八、国際電気通信株式会社の職員は、昭和二十二
年法律第五十一号(恩給法の特例)によつて
勤続として規定されているが、南洋庁から現地
において移管採用となつた職員は内地到着後全
員解雇され、法律施行以前に解雇されているた
め、これにも該当されない。

この請願の趣旨は、第五二三号と同じである。
第三一八〇号 昭和四十一年六月二十日受理
官公労働者の基本権確立に関する請願
請願者 東京都世田谷区砧町一四〇ノ三

紹介議員 勝岡田鉄一外十名
ILO八十七号条約批准に伴う関連国内法の改正
についての三党(自民、社会、民社)間の申し合せ
を尊重するとともに、官公労働者の労働基本権を
保障されたい。

理由
本問題については、第四十八回国会において、船
田衆議院議長のおつせん案に基づき三党間の申し
合せにより、関連国内法の問題点を施行延期し、
公務員制度審議会の答申をまつて所要の改正を行
ない施行されることになつてはいたが、政府、自民
党は、このような経過を無視して、六月十四日一
方的に政令をもつて施行した。

本問題については、第四十八回国会において、船
田衆議院議長のおつせん案に基づき三党間の申し
合せにより、関連国内法の問題点を施行延期し、
公務員制度審議会の答申をまつて所要の改正を行
ない施行されることになつてはいたが、政府、自民
党は、このような経過を無視して、六月十四日一
方的に政令をもつて施行した。

本問題については、第四十八回国会において、船
田衆議院議長のおつせん案に基づき三党間の申し
合せにより、関連国内法の問題点を施行延期し、
公務員制度審議会の答申をまつて所要の改正を行
ない施行されることになつてはいたが、政府、自民
党は、このような経過を無視して、六月十四日一
方的に政令をもつて施行した。

本問題については、第四十八回国会において、船
田衆議院議長のおつせん案に基づき三党間の申し
合せにより、関連国内法の問題点を施行延期し、
公務員制度審議会の答申をまつて所要の改正を行
ない施行されることになつてはいたが、政府、自民
党は、このような経過を無視して、六月十四日一
方的に政令をもつて施行した。

本問題については、第四十八回国会において、船
田衆議院議長のおつせん案に基づき三党間の申し
合せにより、関連国内法の問題点を施行延期し、
公務員制度審議会の答申をまつて所要の改正を行
ない施行されることになつてはいたが、政府、自民
党は、このような経過を無視して、六月十四日一
方的に政令をもつて施行した。

本問題については、第四十八回国会において、船
田衆議院議長のおつせん案に基づき三党間の申し
合せにより、関連国内法の問題点を施行延期し、
公務員制度審議会の答申をまつて所要の改正を行
ない施行されることになつてはいたが、政府、自民
党は、このような経過を無視して、六月十四日一
方的に政令をもつて施行した。

本問題については、第四十八回国会において、船
田衆議院議長のおつせん案に基づき三党間の申し
合せにより、関連国内法の問題点を施行延期し、
公務員制度審議会の答申をまつて所要の改正を行
ない施行されることになつてはいたが、政府、自民
党は、このような経過を無視して、六月十四日一
方的に政令をもつて施行した。

本問題については、第四十八回国会において、船
田衆議院議長のおつせん案に基づき三党間の申し
合せにより、関連国内法の問題点を施行延期し、
公務員制度審議会の答申をまつて所要の改正を行
ない施行されることになつてはいたが、政府、自民
党は、このような経過を無視して、六月十四日一
方的に政令をもつて施行した。

本問題については、第四十八回国会において、船
田衆議院議長のおつせん案に基づき三党間の申し
合せにより、関連国内法の問題点を施行延期し、
公務員制度審議会の答申をまつて所要の改正を行
ない施行されることになつてはいたが、政府、自民
党は、このような経過を無視して、六月十四日一
方的に政令をもつて施行した。

本問題については、第四十八回国会において、船
田衆議院議長のおつせん案に基づき三党間の申し
合せにより、関連国内法の問題点を施行延期し、
公務員制度審議会の答申をまつて所要の改正を行
ない施行されることになつてはいたが、政府、自民
党は、このような経過を無視して、六月十四日一
方的に政令をもつて施行した。

昭和四十一年六月三十日印刷

昭和四十一年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局